

6月 定例市長記者会見 次第

日時：令和2年6月8日（月）

午前11時

場所：郡山市役所本庁舎2階

特別会議室

1 開 会

2 項 目

- (1) 令和2年6月補正予算の概要について 資料別冊
- (2) 郡山市立学校における夏季休業中の授業実施について 資料2
- (3) ドライブスルー市場について 資料3
- (4) ゲリラ豪雨や台風シーズンに備えて 資料4
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した方への生活支援の対応について 資料5

<その他配布資料>

- 配布資料① 特別定額給付金の申請状況等について
- 配布資料② 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援策実績
- 配布資料③ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する税制上の特例措置
- 配布資料④ 電子入札等の取り組み状況について
- 配布資料⑤ 5レスの推進状況について
- 配布資料⑥ 市有施設の開館後の状況（子育て支援施設）
- 配布資料⑦ ハローワーク郡山管内の雇用の動き
- 配布資料⑧ 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者に係る診療報酬等請求内訳（前年度比較）について
- 配布資料⑨ 開発許可及び建築確認申請の動向について
- 配布資料⑩ 有収水量について
- 配布資料⑪ 公共交通機関の利用状況について
- 配布資料⑫ 自動車数と運転免許保有者数
- 配布資料⑬ 郡山地域における主な感染症と医療関係の文献リスト
- 配布資料⑭ 古文書に係る寄附関係
- 配布資料⑮ 新型コロナウイルス感染症対策「緊急小口資金（特例貸付）」の利用状況
- 配布資料⑯ 住民税非課税世帯数の推移について

3 質 問

※質問は、「項目」、「フリー」に分けて行います。

※幹事社

・毎日新聞社 ・NHK

4 閉 会

令和2年6月補正予算の概要

【令和2年郡山市議会6月定例会提出議案概要】

～ 新しい生活様式 定着予算 ～

○日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(出典：厚生労働省ウェブサイト)

感染拡大を防止するため 新しい生活様式 を実践しよう！

1 令和2年6月定例会提出議案の概要



(1) 提出議案の概要

- 予算議案 4件
(一般会計、国民健康保険、介護保険)
- 条例議案 11件
(郡山市税条例の一部を改正する条例 ほか)
- その他議案 23件
(工事請負契約について ほか)

| | |
|------|-----------------|
| 一般会計 | 34億6,770万9千円 |
| 累計 | 1,809億6,139万3千円 |
| 特別会計 | 7,717万7千円 |
| 累計 | 986億8,855万6千円 |
| 合計 | 35億4,488万6千円 |
| 累計 | 2,796億4,994万9千円 |

(3) 補正予算案の内容

6月補正予算案につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」への対応に要する経費のほか、懸案事項の早期解決のため関係機関との調整に進捗が図られた事業、新たな行政課題や市民生活の需要への対応に要する経費を計上しました。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

16億1,561万円

第1段階「緊急支援フェーズ」

事態の早期収束と収束後の力強い回復基盤の構築

I 感染症拡大防止策と医療提供体制の整備

予算額 2億7,135万円

- 新型コロナウイルス感染症対策の推進
- 介護・障害福祉サービス事業者のサービス継続に対する支援
- 給食調理事業者等の支援 など



II 雇用の維持と事業の継続

予算額 3億1,508万円

- 学校給食費の補助による保護者の負担軽減

第2段階「V字回復フェーズ」

事態収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進

III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

予算額 1億3,547万円

- 児童生徒の栄養支援と郡山産の鯉の消費拡大
- 畜産農家の事業継続を支援
- 宿泊施設誘客促進事業
- コンベンション参加おもてなし事業
- 路線バスやタクシーの感染症対策を支援
- 学校図書館の充実

IV 強靱な経済構造の構築

予算額 8億9,371万円

- 子供の学びを保障するICT整備
- ICTの活用による働き方改革の推進

懸案事項の早期解決、新たな行政課題や市民生活の需要への対応など

18億5,210万円

- 損壊家屋等の解体・撤去の推進 など

① 新型コロナウイルス感染症対策の推進

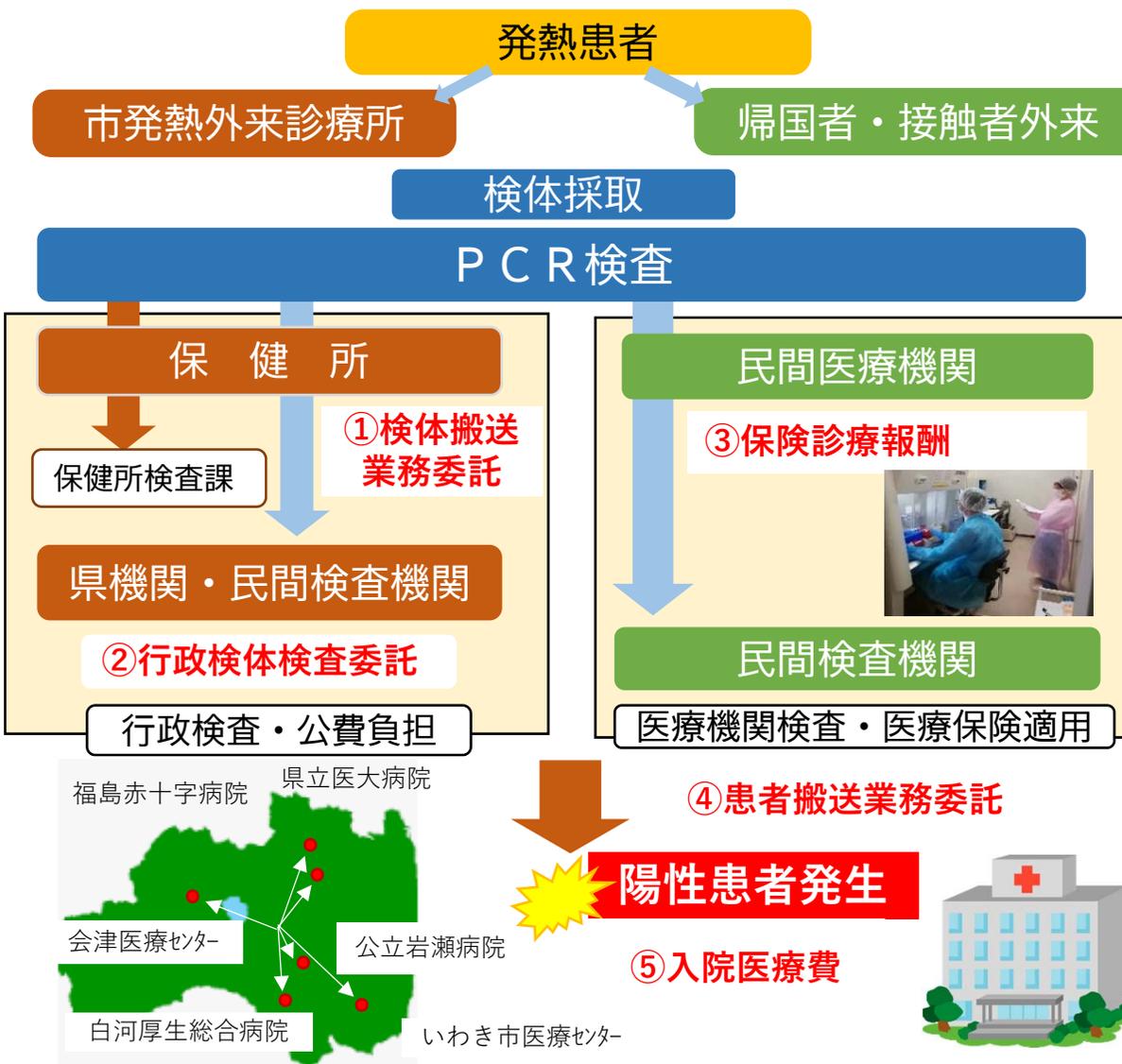


2億2,718万円

～防疫対策事業、新型コロナウイルス対策医療機関支援事業～

財源区分：補助 国 1/2等

新型コロナウイルス感染症発生の予防及びまん延防止のため、PCR検査・入院等に要する経費などに対し公費負担するほか、医療機関における非対面診療の導入を支援します。



予算内容など

- <PCR検査に関する経費>
 - ①検体搬送業務委託 368万円
 - ②行政検体検査委託 6,809万円 (県機関・民間検査機関)
 - ③保険診療報酬 2,939万円 (PCR行政検査診療報酬)
- <入院に要する経費>
 - ④患者搬送業務委託 396万円
 - ⑤入院医療費 1億920万円 (感染症法による勧告入院)
- <非対面診療の導入に要する経費など>
 - ・非対面診療導入の補助 300万円 (タブレット端末購入など)
 - ・消耗品 40万円 (救急車患者隔離搬送用フードなど) など





545万円

財源区分：補助 国 2/3

① 休業した介護・障害福祉サービス事業者のサービス継続に対する支援

～老人福祉施設等防災対策補助事業、障害福祉サービス確保支援事業～

通所系サービス事業所内で新型コロナウイルス感染が判明し、本市が休業要請を行った場合等に、サービス利用者の日常生活に必要なサービスを確保するため、休業要請対象等事業所が、訪問等によりサービスを提供する取組に対し支援します。

通所系サービスから訪問系サービス移行にあたっての主な経費

【利用者宅への訪問のための経費】

- ・ 自動車のリース、自転車の購入費用など

【損害賠償保険の加入料】

- ・ 訪問系のサービス実施に係る損害賠償保険の加入料

【衛生用品の追加購入】

- ・ 訪問する職員のマスク、手袋、体温計など

【研修ヘルパー同行への謝金】

- ・ 通所系事業所の職員がホームヘルプサービスを提供する際に、既存の訪問系サービスのヘルパーの研修を受けて、ノウハウを学ぶ際の謝金

【安否確認用用品】

- ・ ICTを活用した安否確認等を行うための利用者宅のタブレット端末のリース費用など

予算内容など

| 事業所 | 介護福祉サービス事業所 | 障害福祉サービス事業所 |
|--------|-------------|-------------|
| 予算額 | 403万円 | 142万円 |
| 対象事業所数 | 215箇所 | 119箇所 |



① 学校臨時休業により減収となった 給食調理事業者等を支援

～小・中学校給食に要する経費～



1,448万円

財源区分：補助 国 3/4

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小・中・義務教育学校の臨時休業により学校給食が中止となり、既に発注されていた主食及び牛乳がキャンセルされるなどの影響で、売り上げが減少した給食調理事業者等に対し、経営維持と今後の安定的な学校給食の提供のため補助金を支給します。

補助対象事業者

主食（パン・麺・米飯）及び牛乳の最終加工、納品事業者

補助金額

| 種別 | 事業者数 | 金額 |
|-------|------|-------------|
| パン・米飯 | 9社 | 7,295,000円 |
| 麺 | 3社 | 924,000円 |
| 牛乳 | 1社 | 6,259,000円 |
| 合計 | 13社 | 14,478,000円 |





3億1,508万円

財源区分：臨時交付金

新 学校給食費への財政支援による 保護者の負担軽減

～小・中学校給食に要する経費～

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況の中、今後においても収入の減少や感染症対策費用の増加など、児童・生徒の各家庭において様々な影響が考えられることから、財政支援により、保護者が負担する第2学期における給食費の2分の1を軽減します。

対象者

市立小・中・義務教育学校に通う児童・生徒を養育する保護者
(給食費を負担している家庭)

内 容

期 間： 第2学期（8月～12月）
軽減割合： 2分の1

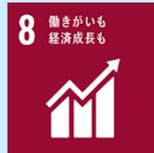
軽減額等

| | 平均給食費 (1食) | 給食提供 予定日数 | 一人当たり 給食費 ^① | 一人当たりの 軽減額 ^② (^① ×1/2) | 対象児童・生徒 見込み数 ^③ | 予算額 ^② × ^③ |
|---------|---------------|--------------|---------------------------|--|------------------------------|------------------------------------|
| 小学校 (例) | 306円 | 86日 | 26,316円 | 13,158円 | 15,000人 | 197,370,000円 |
| 中学校 (例) | 365円 | 86日 | 31,390円 | 15,695円 | 7,500人 | 117,712,500円 |
| 合 計 | | | | | 22,500人 | 315,082,500円 |

※就学援助対象者については給食費を全額補助しているため対象児童・生徒見込み数には含まれておりません。

※小学校には、義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

⑧ 学校給食の充実による児童・生徒の栄養支援と郡山産の鯉の消費拡大



1,429万円

～鯉6次産業化プロジェクト事業～

財源区分：補助 県 10/10

栄養価の高い郡山産の鯉を、小中学校の学校給食のメニューとして提供し、児童・生徒の栄養支援に向けた学校給食の充実を図るとともに、需要が落ち込んでいる郡山産の鯉の消費拡大による生産者等の事業継続を支援します。

○背景

- ・ウイルスに負けない体づくりのため、良質なたんぱく質の摂取等、栄養バランスに配慮した食生活が求められている
- ・外食業等を主な流通先とする郡山産鯉の消費（販売量）が減少し、市内の鯉生産者の事業継続へ影響が生じている

○対象 市立学校の児童・生徒等 26,000人

○内容

◆児童・生徒の栄養支援と鯉の消費拡大

- ・郡山産鯉（加工品）を市立学校の給食の食材として提供
- | | | |
|------------|---------|----|
| 小学生（40g/食） | 17,000食 | 3回 |
| 中学生（60g/食） | 9,000食 | 3回 |



◆鯉の魅力発信

- ・調理学校等の協力のもと、学校給食用のメニューを開発・提供し、児童・生徒に鯉の美味しさを知ってもらう

○効果

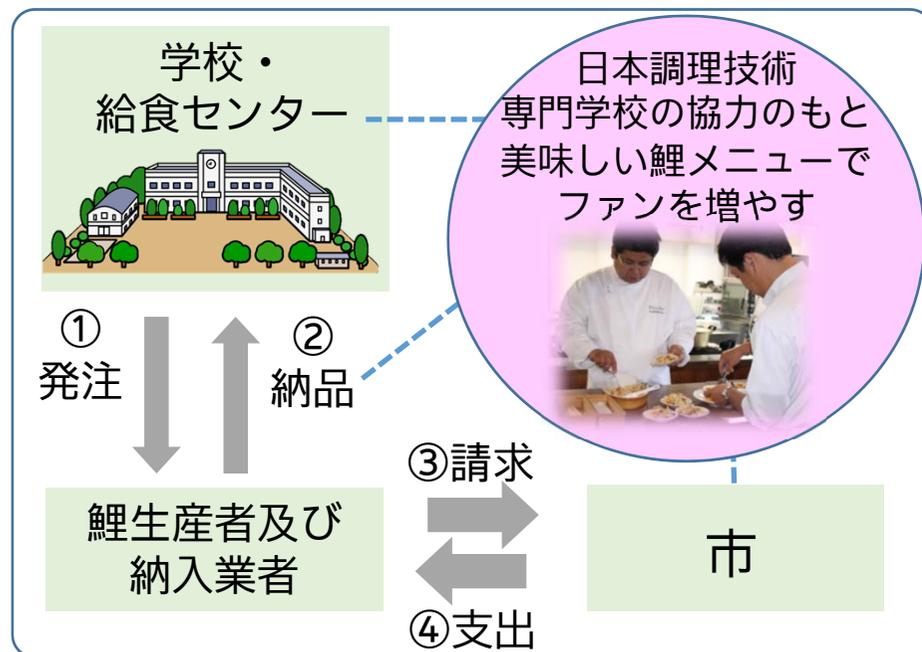
- ・児童・生徒の栄養バランスの確保
- ・郡山産鯉の消費拡大
- ・郡山産鯉の魅力の発信



鯉はビタミンB1がとても豊富で魚介類の中ではトップクラス。
また、良質なタンパク質は、疲労回復、筋肉強化、免疫力向上などに役立つといわれ、100g当たりのタンパク質の含有量は17.7gで、牛肩ロース肉（13.8g）より多く含まれています。



※タンパク質等含有量は、文部科学省「日本食品標準成分表」引用



(園芸畜産振興課)

④ 畜産農家の事業継続を支援

～畜産経営改善事業～

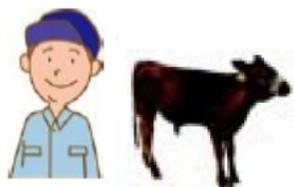


300万円

財源区分：臨時交付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、牛肉の需要及び価格が下落し、厳しい資金繰りとなっている肥育農家（※）の事業継続と、将来的な本市産牛肉の安定的な供給体制を確保するため、子牛の購入支援を拡充します。

【子牛農家】



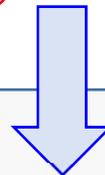
【肥育農家】



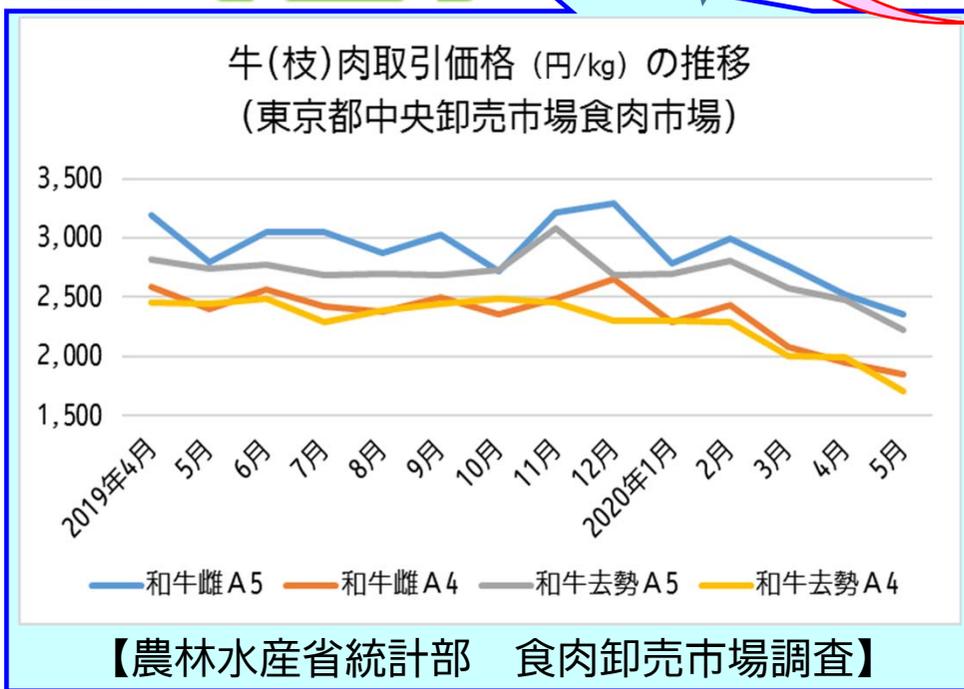
価格の下落



飲食・宿泊業の休業等による
需要減



- 補助内容
肥育農家の子牛購入にかかる費用への補助率の拡充
- 補正額 300万円
- 補助率等
購入費の10分の1から
↓
10分の2へ拡充
- 効果
 - ・肥育農家の事業の継続
 - ・子牛農家への影響緩和
 - ・肉牛の安定的な供給



※肥育農家：購入した食肉用牛の子牛を飼育し、肉量の増や肉質の向上を図り枝肉として出荷する農家（園芸畜産振興課） 10

【農林水産業への主な支援策】

当初予算等

5月臨時会

予備費

6月補正

| | 国 | 福島県 | 郡山市 |
|--------------|---|-------------------------------------|---|
| 販売促進 | <p>国産農林水産物等販売促進緊急対策</p> | <p>生産者支援オンラインストア キャンペーン事業</p> | <p>【5月臨時会】 あさか舞おうち子どもサポート事業</p> <p>【ゼロ予算】ONE TEAM こおりやま 広域圏！「食の応援」掲示板</p> <p>郡山産農産物等販売促進事業</p> <p>花いっぱいプロジェクト</p> |
| 労働力確保 | <p>農業労働力確保緊急支援事業</p> | <p>県農業労働力確保・調整協議会設置</p> | <p>【5月臨時会】 農商工連携就業機会創出事業</p> |
| 制度資金 | <p>感染症対策のための金融支援事業</p> | <p>農林漁業セーフティネット資金</p> | <p>郡山市農業振興資金利子補給事業</p> |
| 水産振興 | <p>国産農林水産物等販売促進緊急対策</p> <p>水産業労働力確保緊急支援事業</p> | <p>県産水産物学校給食提供推進事業</p> | <p>【6月補正】学校給食への郡山産鯉の 提供による児童・生徒の栄養支援</p> <p>水産振興奨励費</p> |
| 畜産振興 | <p>肉用子牛流通円滑化等緊急対策</p> <p>生乳需給改善促進事業</p> | <p>県産牛肉学校給食提供推進事業</p> | <p>畜産経営改善対策費</p> <p>【6月補正】畜産経営改善事業費 肥育農家への子牛購入支援の拡大</p> <p>【予備費】小中学校への牛乳の提供 による児童・生徒の栄養支援</p> |
| 事業継続 雇用支援 | <p>持続化給付金</p> <p>雇用調整助成金</p> | <p>福島県産新型コロナウイルス 感染症拡大防止給付金</p> | <p>認定農業者へ情報提供</p> <p>(園芸畜産振興課)</p> |

⑧ 新しい生活様式への転換による 観光業等V字回復へのロードマップ



9,380万円

～観光誘客事業、コンベンション都市推進事業～

財源区分：臨時交付金

新しい生活様式へ対応した段階的な経済活動の再開に向けて、感染症拡大防止と観光誘客促進等を図りながら、V字回復フェーズを見据えた観光業支援を進めます。

| フェーズ等 | 事業名等 | 予算額 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月～ |
|---------|-------------------------|------------------------|------------------------|-----------|-------|----------------------------------|------|--------------------------------------|
| 緊急支援 | 固定費・資金調達 | 熱海温泉使用料の減免 | → | | | | | |
| | | 宿泊施設の上下水道基本料金の減免 | → | | | | | |
| | 5月臨時会 | 宿泊・飲食業等応援クラウドファンディング事業 | 1,900万円 | | 5月臨時会 | → | | |
| | | テレワーク滞在支援補助金 | 480万円 | | | → | | |
| 経済活動の再開 | 段階的な経営体質強化 | 5月臨時会 | テイクアウト事業等開始応援補助金 | 1,300万円 | | → | | |
| | | 5月専決 | 新しい生活様式対応宿泊・飲食等事業継続補助金 | 1億7,200万円 | | 5月専決 | → | |
| V字回復 | 観光誘客 | 6月補正 | 宿泊施設誘客促進事業補助金 | 7,200万円 | | | 6月補正 | → 今後の国・県の観光誘客キャンペーンや感染症収束状況等を踏まえ順次対応 |
| | | 6月補正 | コンベンション参加おもてなし事業補助金 | 2,180万円 | | → 感染症収束状況やコンベンション開催の意向等を踏まえた準備作業 | | → 事業実施 |
| | | 福島県 | 1億2,000万円 | | 予備費 | → 県内宿泊キャンペーン | | ※6月補正等でさらに拡充予定 |
| | 国 (Go To travel キャンペーン) | 1兆7,000億円 | | | | → | | |

8月1日
全国的な観光自粛
の解除の目途

緊急支援

5月14日
本県の緊急事態宣言の解除

➤ 段階的な移動自粛の解除 ➤ 段階的な経済活動の再開



- ・感染症対策など安全な受入環境の確保
- ・移動自粛対象外地域からの観光誘客の促進

8月1日
全国的な観光自粛の解除の目途

➤ 国内移動自粛の解除 ➤ V字回復フェーズ



- ・全国からの観光誘客

○新しい生活様式対応宿泊・飲食等事業継続補助金

【5月専決】1億7,200万円

「新しい生活様式」に対応するため新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じて営業を継続・再開する事業者を支援します。

○対象者：市内の宿泊業・飲食業・小売業・生活関連サービス業・娯楽業を営む事業者

○対象経費：感染防止対策に要する費用

○補助額：宿泊事業者（最大300万円）
飲食事業者（最大30万円）
その他の事業者（上限10万円）

【福島県】

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金

【国】

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の拡充（2次補正）

- ・感染症防止措置等の補助金の上限の引上げ等が行われる予定

○宿泊施設誘客促進事業

補助金

【6月補正予算】7,200万円

緊急事態宣言解除に伴う段階的な制限緩和に合わせ、市内宿泊施設の利用促進と地域経済の活性化を促すため、宿泊懸賞事業等、観光誘客の取組みを支援します。

○対象者：市内の宿泊事業者

○事業内容：宿泊施設で実施する誘客促進事業（懸賞等）への支援

○対象経費等：懸賞商品等事業の5分の4

○実施主体：郡山市観光協会



【磐梯熱海温泉足湯】

○コンベンション参加者

おもてなし事業補助金

【6月補正予算】2,180万円

大規模な市内開催のコンベンションに参加する宿泊者へのおもてなしと本市の飲食や物産の魅力発信のため、市内飲食店等で利用できる商品券を配布し、併せて消費誘導による地域経済の活性化を図ります。

○対象者：MICE参加者（宿泊者）

○対象経費等：
・市内商店等で利用できる商品券

・宿泊者1名当たり2,000円分

○実施主体：郡山コンベンションビューロー



【郡山ユラックス熱海 多目的ホール】

感染症収束状況等に応じて、さらなる観光誘客事業を展開

⑨ 路線バスやタクシーの感染症対策を支援



1,139万円

～公共交通安全安心利用対策事業～

財源区分：臨時交付金

市民の足として利用されている路線バスやタクシーを安全・安心に利用できるように、公共交通事業者が行う車内の消毒や運転手の防護等に要する費用の一部を助成します。

対象 一般乗合旅客自動車運送業事業者（路線バス）※高速バスを除く
一般乗用旅客自動車運送業事業者（タクシー）

補助額

| 対象者 | 車両台数 | 車両1台当たりの補助額 | 補助上限額 |
|---------|------|-------------|---------------|
| 路線バス事業者 | 141 | 3万円 | 1事業者 300万円 |
| タクシー事業者 | 539 | 1万5千円 | |

補助率 2/3

対象経費 車両等の感染症防止対策に要する費用
 ・車両等の消毒液・用品
 ・運転席等の遮蔽に要する費用等

対象期間 令和2年4月1日～7月31日（4か月）



運行ごとにバス車内の手すりや肘掛けを消毒

④ 子供の学びを保障するICT整備

～小・中学校未来を拓く教育の情報化推進事業費～



7億5,897万円

財源区分：下記のとおり

タブレット端末を活用した個別支援の充実と臨時休業等における子供たちの学びを保障する環境を実現するため、「1人1台端末」「高速通信ネットワーク」「オンライン学習環境」を一体的に整備し、全ての子供たちに最適な学習環境を提供します。

1人1台端末整備 3,182万円（補助 国45千円/1台）

☆小・中・義務教育学校に16,366台のタブレット端末を追加整備し、1人1台の端末環境を実現

| | |
|------------------|------------|
| 総事業費（5年リース） | 16億9,116万円 |
| （内訳） 国庫補助金（事業者へ） | 7億3,647万円 |
| 市負担分（5年総額） | 9億5,469万円 |
| （参考） R2予算額（2か月分） | 3,182万円 |

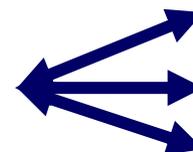


高速通信ネットワーク整備 7億2,457万円（補助 国1/2・市債90%）

☆高速大容量（1Gbps）の通信ネットワークを整備し、1人1台端末を快適に活用できる環境を実現

オンライン学習環境整備 258万円（補助 国1/2）

☆小・中・義務教育学校に558台のwebカメラを整備し、web会議システム等を活用したオンライン学習環境を実現



④ ICTの活用による働き方改革の推進

～ICTを活用した働き方改革推進事業～



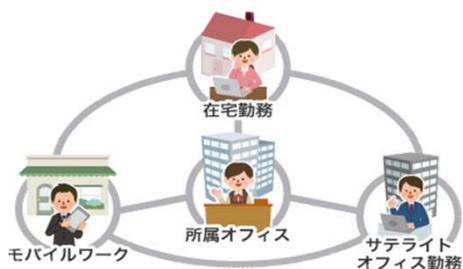
1億3,474万円

財源区分：単独

テレワークの環境とテレビ会議専用機器を整備し、「新しい生活様式」による市役所の多様な働き方を推進します。

1. テレワーク用パソコンの追加整備 1億3,385万円

- テレワークに活用できる業務用PCを600台整備
- セキュリティを確保した環境で、どこでも業務が可能
- 地方公務員向けテレワークの導入費用にかかる特別交付税措置を活用（措置率1/2）



どこからでも庁内と同様の環境で業務が可能



◆テレワーク活用のメリット

- ・「働き方の新しいスタイル」に対応
- ・通勤時間削減によるワークライフバランスの向上
- ・パンデミックや自然災害時でも業務継続可能

例：在宅勤務



2. テレビ会議システム専用機器の整備 89万円

- 専用機器導入によるテレビ会議環境の常設化
- 導入台数 2台
- 導入済みのシステムと合わせ、シーンに応じた活用によりテレビ会議のさらなる推進を図る



◆活用シーンイメージ

- ・拠点間を結ぶ会議（対策本部等）
- ・デジタルホワイトボードとして情報共有
- ・会議の中継（庁議等）

3. スケジュール

| | 2020年度 | | | | | | | | | |
|-----------|--------|---------------|---|---|-----|--|----|---|---|---|
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| テレワーク環境 | | ○入札の公告 ○契約 | | | ○納品 | テレワークの拡充 (モバイルワーク、サテライトワーク、在宅ワーク) | | | | |
| テレビ会議システム | | ○入札の公告 ○契約 | | | ○納品 | 専用機器によるテレビ会議 | | | | |

⑧ 損壊家屋等の解体・撤去を推進



10億7,728万円

～災害等廃棄物処理事業～

財源区分：補助 国 1/2 市債等

令和元年東日本台風により、被災した損壊建物等の解体・撤去を推進するとともに、災害ごみの処分及び災害廃棄物仮置場の復旧等を行います。

| | |
|------|---|
| 対 象 | 罹災証明で、全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた家屋等 |
| 補正額 | 公費解体分 (130件→425件) 9億5,636万円 |
| | 自費解体分 (20件→45件) 7,175万円 (所有者が自費で行った解体・撤去に対する費用償還) |
| | 災害ごみの処分及び仮置場復旧等 4,917万円 |
| 仮置場名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 富久山クリーンセンター ・ 河内クリーンセンター ・ 富久山スポーツ広場 ・ 逢瀬スポーツ広場 ・ 旧夏出分校 など |



被災した家屋の解体作業



災害ごみの処分(富久山スポーツ広場)

⑧ 気候変動対応に向けた地域防災力の向上

～防災情報発信事業～
～災害時用備蓄品整備事業～



3,943万円

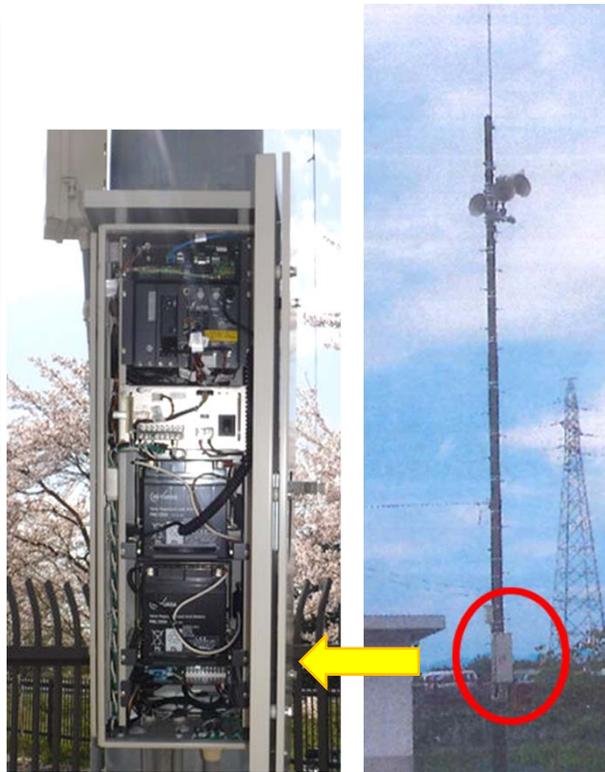
財源区分：市債
財源区分：単独

近年の気候変動に伴う大規模災害の発生に備えるため、防災情報伝達システムの予備機器等の整備、備蓄品を充実させ、地域防災力の向上を図ります。

防災情報発信事業 1,216万円

郡山市防災情報伝達システム子局149箇所の故障等への迅速な対応を図るため、修繕用機器及び予備機器を整備し、防災体制を強化

【予備機器等 3機】
放送装置筐体、通信制御基板、レベル基板、放送用マイク、アンプ (120/240W)、バッテリー、通信用ルータ (アンテナ、延長ケーブル) など



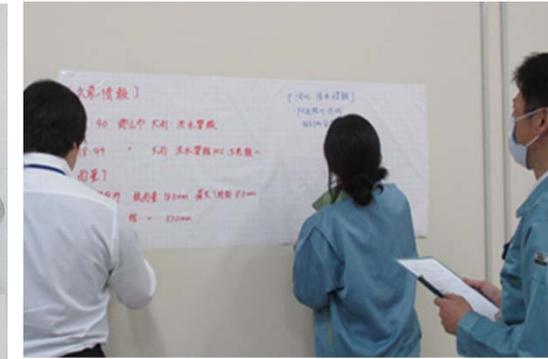
災害時用備蓄品整備事業 2,727万円

令和元年東日本台風で市民に提供した備蓄品の補充及び新たに必要とされる物品の購入等、備蓄体制を強化

- 【備蓄品】
- ・毛布類 (タオルケット等) ・おかゆ
 - ・副食品 ・防災伝言シート など



(災害用の備蓄品)



(防災伝言シート)

① 震災から10年、本市の復興の歩みを記録



784万円

財源区分：単独

～東日本大震災アーカイブ事業～

2011年3月11日に発生した東日本大震災から10年を迎えるにあたり、本市の被害状況や災害対応、さらには復旧・復興に向けた取組み等について、記憶を風化させることなく、今後の教訓に残します。



2011年3/11

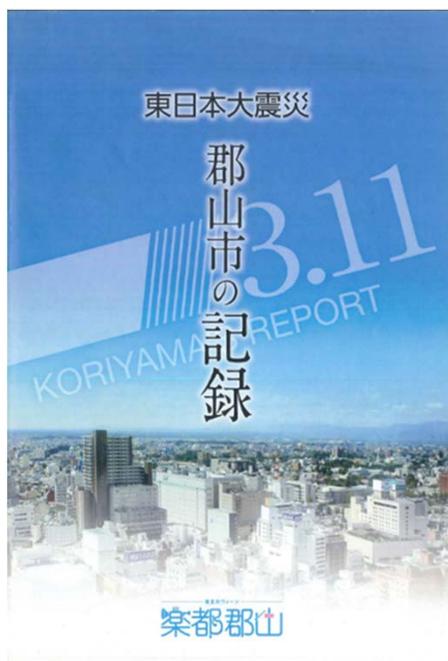
2013年2月

2021年
★
3/11

東日本大震災の発災



発災2年の記録と歩み



◇震災から10年

～節目としての震災からの復興の歩み等の総括～

【事業内容】

- 震災から10年、復興の歩み記録作成
 - ・震災からの10年間の復興までの歩みを台風、新型コロナ等の対応状況等もまじえながら、ビジュアル的に振り返る記録誌作成。
- 東日本大震災からの歩み展示会の開催
 - ・市民から募集した東日本大震災の関連物品等及び写真等を展示したパネル展の開催。

② 湖南地区の指定避難所(湖南小中学校)に太陽光発電、蓄電池、LED照明を導入

～中学校施設環境整備事業～



6,296万円

財源区分：下記のとおり

気候変動に対応するため、湖南地区の指定避難所（湖南小中学校）に太陽光発電及び蓄電池を導入し、災害時における電力確保を図るととともに、屋内運動場にLED照明を導入することで、平常時での温室効果ガス排出抑制を図ります。

1 予算内容

太陽光発電設備等設置工事

2 工事内容及び設置場所

◆ 太陽光発電設備

- ・容量：10キロワット
- ・設置場所：中学校南校舎屋上

◆ 蓄電池

- ・容量：15.4キロワットアワー
- ・設置場所：小学校屋内運動場南西側
※ 満充電時であれば、避難者の受入場所である小学校屋内運動場1日分の電力供給が可能

◆ LED照明

小学校屋内運動場、トイレ等

3 工事スケジュール

令和2年8月から令和3年1月まで（予定）

4 財源等

- ・国庫補助 補助率 2 / 3
- ・地方債 充当率 100%（交付税措置50%）



太陽光発電と蓄電池の導入イメージ

屋内運動場の照明をLED化

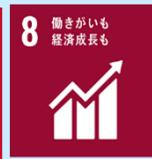


湖南地区の指定避難所で最も大きい湖南小中学校



⑧ 放課後児童クラブの環境向上

～放課後児童クラブ維持管理、施設整備事業～



1,212万円

財源区分：補助 国・県 1/3

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため、大島小学校第2児童クラブを増設し、行健第二小第2児童クラブは、トイレの洋式化を図ります。

大島小第2児童クラブ概要（増設）

- ・設置場所 桑野五丁目（民間施設借り上げ）
 - ・定員 40名（1クラブ）
 - ・利用開始 2020年8月予定
 - ・予算内容 借地借家料、備品購入費等 670万円
- ※増設により3密の解消も図られます。

行健第二小第2児童クラブ概要（改修）

- ・場所 富久山コミュニティ消防センター
 - ・整備内容 トイレ洋式化工事
 - ・利用開始 2020年10月予定
 - ・予算内容 工事請負費 542万円
- ※環境改善を図り感染リスクを軽減します。

児童クラブについて

「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」に基づき、施設整備を進めています。

大島小児童クラブ児童数推移



放課後児童クラブ



⑧ 国民健康保険税率を据え置き



7,718万円

財源区分：補助 県等

～国民健康保険事業〈国民健康保険特別会計〉～

国民健康保険特別会計における本算定を行い、令和2年度の税率等については、据え置きます。また、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額については、基礎課税（医療）分を2万円、介護納付金分を1万円引き上げるとともに、軽減判定所得を引上げ、軽減対象の拡大を図ります。

【令和2年度税率等及び課税限度額】

| 区分 | | 基礎課税(医療費)分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 |
|-------|-------------|-----------------|------------|-----------------|
| 税率等 | 所得割 | 7.3% | 2.9% | 1.9% |
| | 均等割（1人あたり） | 21,000円 | 7,200円 | 7,600円 |
| | 平等割（1世帯あたり） | 17,800円 | 6,300円 | 4,300円 |
| 課税限度額 | | <u>630,000円</u> | 190,000円 | <u>170,000円</u> |

○税率等

現行のままで据え置き

○課税限度額

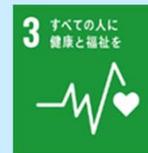
課税限度額を法定まで引き上げ、高所得者への応能分の負担を求めることにより
中間所得者層に配慮する

- ・基礎課税（医療）分 61万円→63万円
- ・後期高齢者支援金等分 19万円（改正なし）
- ・介護納付金分 16万円→17万円

○軽減対象の拡大

低所得者層の負担軽減のため、軽減判定所得を法定まで引き上げる

- ・2割軽減 33万円+51万円×被保険者数→33万円+52万円×被保険者数
- ・5割軽減 33万円+28万円×被保険者数→33万円+28万5千円×被保険者数
- ・7割軽減 33万円（改正なし）



1億2,049万円

財源区分：補助 国 1/2・県 1/4等

⑧ 介護保険料の軽減拡充と 台風第19号に係る減免延長

～介護保険事業（一般会計繰出金）～

令和元年10月実施の消費税率10%引き上げに伴い、介護保険料の軽減拡充を図ります。また、令和元年台風第19号に伴い実施している介護保険料の減免措置を延長します。

消費税率10%引き上げに伴う軽減拡充

| 介護保険料区分 | 年間保険料額 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | |
|---------------|---------|---------------------------------|---|---------|---|
| | | 対基準額割合 | 対基準額割合 | 対象者数 | 対基準額割合 |
| 第1段階 | 33,440円 | ×0.45 (0.5-0.05) ⇒30,100円 | ×0.375 (0.5-0.125) ⇒25,080円(▲5,020円) | 14,616人 | ×0.3 (0.5-0.2) ⇒20,070円(▲10,030円) |
| 第2段階 | 50,160円 | ×0.75 (軽減なし) | ×0.625 (0.75-0.125) ⇒41,800円(▲8,360円) | 6,151人 | ×0.5 (0.75-0.25) ⇒33,440円(▲16,720円) |
| 第3段階 | 50,160円 | ×0.75 (軽減なし) | ×0.725 (0.75-0.025) ⇒48,490円(▲1,670円) | 5,578人 | ×0.7 (0.75-0.05) ⇒46,810円(▲3,350円) |
| 第5段階 (基準額) | 66,870円 | ×1.0 | ×1.0 | 26,345人 | ×1.0 |

軽減の内容

令和2年度は、第1段階から第3段階の介護保険料被保険者の負担軽減を図ります。

- 軽減拡充見込人数 26,345人
- 軽減拡充見込額 1億2,049万円（一般会計繰出金）

台風第19号に伴う減免措置の延長

○居住する住宅又は所有する家財の損害

| 被害状況 | 対象 | 被害割合 | 減免割合 |
|---------------|---------|-----------------|------|
| 居住する住宅が床上浸水など | 第1号被保険者 | 3/10～ 5/10未満 | 1/2 |
| | | 5/10以上 | 全部 |

※事業収入等の減少など、対象となる減免は、この他にもあります。

減免措置の内容

令和元年に引き続き、台風第19号に係る65歳以上の第1号被保険者介護保険料の減免措置を延長します。

- 減免見込人数 1,780人
- 減免見込額 4,472万円

3 補正予算案の詳細



(1) 会計別補正予算

(単位：千円、%)

| 会計名 | 令和2年度 | | | 前年度6月 現計予算額 | 対前年度6月 増減率 | |
|------|-------------|------------|-------------|----------------|---------------|-------|
| | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | | | |
| 一般会計 | 177,493,684 | 3,467,709 | 180,961,393 | 140,600,363 | 28.7 | |
| 特別会計 | 98,611,379 | 77,177 | 98,688,556 | 97,448,947 | 1.3 | |
| うち | 国民健康保険 | 28,425,042 | 77,177 | 28,502,219 | 29,257,272 | △ 2.6 |
| | 介護保険 | 25,510,714 | 0 | 25,510,714 | 24,661,781 | 3.4 |
| 合計 | 276,105,063 | 3,544,886 | 279,649,949 | 238,049,310 | 17.5 | |

(2) 性質別補正予算

(単位：千円、%)

| 区 分 | 令和2年度 | | | | 前年度6月 | | 対前年度 6月 増減率 |
|--------|-------------|-----------|-------------|-------|-------------|-------|-------------------|
| | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 構成率 | 現計 予算額 | 構成率 | |
| 義務的経費 | 57,534,721 | 159,559 | 57,694,280 | 20.0 | 53,773,518 | 35.3 | 7.3 |
| 人件費 | 19,265,977 | 20,974 | 19,286,951 | 10.7 | 16,227,671 | 8.6 | 18.9 |
| 扶助費 | 29,189,830 | 138,585 | 29,328,415 | 4.3 | 28,275,331 | 20.1 | 3.7 |
| 公債費 | 9,078,914 | 0 | 9,078,914 | 5.0 | 9,270,516 | 6.6 | △ 2.1 |
| 投資的経費 | 34,017,473 | 91,489 | 34,108,962 | 18.8 | 30,181,420 | 21.4 | 13.0 |
| 補助事業 | 5,902,820 | 10,832 | 5,913,652 | 3.3 | 4,280,030 | 3.0 | 38.2 |
| 単独事業 | 4,311,610 | 80,657 | 4,392,267 | 2.4 | 3,225,665 | 2.3 | 36.2 |
| 災害復旧事業 | 23,803,043 | 0 | 23,803,043 | 13.1 | 22,675,725 | 16.1 | 5.0 |
| その他の経費 | 85,941,490 | 3,216,661 | 89,158,151 | 61.2 | 56,645,425 | 43.3 | 57.4 |
| うち | | | | | | | |
| 維持補修費 | 2,103,406 | 811 | 2,104,217 | 1.2 | 2,081,536 | 1.5 | 1.1 |
| 予備費 | 626,930 | △ 5,699 | 621,231 | 0.3 | 299,951 | 0.2 | 107.1 |
| 合 計 | 177,493,684 | 3,467,709 | 180,961,393 | 100.0 | 140,600,363 | 100.0 | 28.7 |

4 令和2年郡山市議会6月定例会提出議案



① 予算議案 4件

| 議案番号 | 件名 |
|---------------|--|
| 第93号～ 第95号 | 令和2年度郡山市一般会計補正予算（第6号） ほか2会計補正予算（財政課） 一般会計、国民健康保険、介護保険 |
| 第130号 | 令和2年度郡山市一般会計補正予算（第7号） 一般会計（その2） |

② 条例議案 11件

| 議案番号 | 件名 | 施行期日等 |
|------|--|------------------------------|
| 第96号 | 郡山市税条例の一部を改正する条例（市民税課） 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。 | 公布の日 |
| 第97号 | 郡山市手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。 | 公布の日 令和2年9月1日 令和3年8月1日 |
| 第98号 | 令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例（国民健康保険課・介護保険課） 令和元年台風第19号による災害の被災者に対する令和2年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免を行う。 | 公布の日 |
| 第99号 | 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども育成課） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 | 公布の日 |

| 議案番号 | 件名 | 施行期日等 |
|-------|---|-------|
| 第100号 | 郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども未来課） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 | 公布の日 |
| 第101号 | 郡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給する。 | 公布の日 |
| 第102号 | 郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 地方税法施行令等の一部改正に伴う国民健康保険税の課税、減額等の特例等について所要の改正を行うとともに、規定を整備する。 | 公布の日 |
| 第103号 | 新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（国民健康保険課・介護保険課） 新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免を行う。 | 公布の日 |
| 第104号 | 郡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 | 公布の日 |
| 第105号 | 郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（経営管理課） 下水道法事業計画の変更に伴い、所要の改正を行う。 | 公布の日 |
| 第106号 | 郡山市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課） 介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 | 公布の日 |

③ その他の議案 23件

| 議案番号 | 件名 |
|-----------------|---|
| 第107号 | 工事請負契約について（契約課） 郡山市富久山クリーンセンター災害本復旧工事 |
| 第108号 | 工事請負契約について（契約課） 郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第一処理施設災害本復旧工事 |
| 第109号 | 工事請負契約について（契約課） 郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設災害本復旧工事 |
| 第110号 | 工事請負契約について（契約課） 郡山市総合地方卸売市場水産棟・青果棟冷蔵設備改修工事 |
| 第111号 | 財産の取得について（契約課） ノートパソコン 204台 |
| 第112号 | 財産の取得について（契約課） 消防ポンプ自動車 4台 |
| 第113号 | 調停案に合意することについて（道路維持課） 調停案に合意するため。 |
| 第114号 ～第128号 | 郡山市と須賀川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について ほか14件（政策開発課） 災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を須賀川市ほか14市町村と締結することについて協議するため、議決を求める。 |

| 議案番号 | 件名 | 施行期日等 |
|--------|--|-----------|
| 第129号 | 専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（河川課） 令和元年10月12日から13日未明発生 久留米二丁目地内 強風による倒木により隣接するアパートの駐輪場の屋根を破損 | 令和2年3月30日 |
| | 専決第8号 令和元年度郡山市一般会計補正予算（第12号） 令和元年度郡山市総合地方卸売市場事業特別会計補正予算（第4号） 令和元年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号） 令和元年度郡山市水道事業会計補正予算（第5号） 令和元年度郡山市下水道事業会計補正予算（第7号） 令和令和元年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第6号） | 令和2年3月31日 |
| 専決第9号 | 郡山市税条例等の一部を改正する条例（市民税課） 郡山市税条例等の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する 必要が生じたため。 | 令和2年3月31日 |
| 専決第11号 | 令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に 関する条例の一部を改正する条例（資産税課） 令和元年台風第19号による災害の被災者に対する固定資産税及び 都市計画税の減免を直ちに実施する必要が生じたため。 | 令和2年4月24日 |
| 専決第12号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて（道路維持課） 令和元年11月30日 開成六丁目地内 グレーチングの跳ね上げに よる事故 | 令和2年5月13日 |
| | 専決第17号 令和2年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（財政課） | 令和2年5月15日 |
| 専決第18号 | 郡山市税条例の一部を改正する条例（市民税課） 郡山市税条例の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症緊急経 済対策における税制上の措置を直ちに実施する必要が生じたため。 | 令和2年5月19日 |

④ 専決処分報告案 1件

| 報告番号 | 件名 | 施行期日等 |
|-------|--|-----------|
| 報告第2号 | 専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（住宅政策課） 令和元年12月14日発生 熱海町玉川地内 市営住宅に隣接する駐輪場の屋根が強風により破損し、駐車していた車両を破損 | 令和2年3月30日 |
| | 専決第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（資産税課） 令和元年12月17日発生 安積町笹川地内 公用車を運転中に停車していた車両への衝突事故 | 令和2年3月30日 |
| | 専決第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（道路維持課） 令和2年1月1日発生 小原田地内 街路樹の枝折れによる車両の損壊 | 令和2年3月31日 |
| | 専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（道路維持課） 令和2年3月15日発生 昭和二丁目地内 道路のくぼみによる事故 | 令和2年5月13日 |
| | 専決第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（道路維持課） 令和2年3月27日発生 三穂田町八幡地内 道路のくぼみによる事故 | 令和2年5月13日 |
| | 専決第15号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（道路維持課） 令和2年4月7日発生 富田町西原地内 グレーチングの跳ね上げによる事故 | 令和2年5月13日 |
| | 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（3R推進課） 令和2年4月11日発生 逢瀬町河内地内 スプレー缶から噴射した塗料を付着させたことによる損害 | 令和2年5月13日 |

⑤ その他の報告案 12件

| 報告番号 | 件名 |
|--------|--|
| 報告第3号 | 令和元年度郡山市一般会計継続費繰越計算書（財政課） |
| 報告第4号 | 令和元年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書（財政課） |
| 報告第5号 | 令和元年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書（財政課） |
| 報告第6号 | 令和元年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書（財政課） |
| 報告第7号 | 令和元年度郡山市県中都市計画徳定土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書（財政課） |
| 報告第8号 | 令和元年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書（財政課） |
| 報告第9号 | 令和元年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書（財政課） |
| 報告第10号 | 令和元年度総合地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書（財政課） |
| 報告第11号 | 令和元年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書（財政課） |
| 報告第12号 | 令和元年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書（財政課） |
| 報告第13号 | 令和元年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書（財政課） |
| 報告第14号 | 令和元年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書（財政課） |

既定予算・予備費対応 1億380万円

5月補正予算 20億5,668万円

6月補正予算 16億1,561万円

I 感染症拡大防止策と医療提供体制の整備

- 衛生用品の購入
 - ・保育所、放課後児童クラブ、地域こども教室、小中学校、子育て支援事業、社会福祉施設等
 - ・災害時避難所用備蓄の整備
- 検査体制の強化
 - ・検査施設改修及びPCR検査機器導入
 - ・県衛生研究所へのPCR検査委託
 - ・行政検体移送経費等
- 医療機関との連携
 - ・新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議医療専門委員会の開催
 - ・患者受入れのための病床確保
- 感染症拡大防止対策に係る広報
- 小中学校等再開に向けた対策
 - ・清掃用品の購入
 - ・スクールバスの増便

2億984万円

- 保育料負担を軽減
- 衛生用品を保育施設などへ配布
- 発熱外来診療所の設置
- 協力医療機関への支援

2億7,135万円

- 新型コロナウイルス感染症対策の推進
- 給食調理事業者等の支援
- 介護・障害福祉サービス事業者のサービス継続に対する支援

II 雇用の維持と事業の継続

13億8,146万円

- 子育て世帯への臨時特別給付金
- ひとり親家庭に対する緊急支援
- 農産物の消費拡大と子どもたちの栄養面を支援
- 特別定額給付金*
- 住宅確保給付金の拡充
- 中小企業・小規模事業者応援プロジェクト

3億1,508万円

- 学校給食費の補助による保護者の負担軽減

III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1億3,547万円

- 児童生徒の栄養支援と郡山産の鯉の消費拡大
- 畜産農家の事業継続を支援
- 宿泊施設誘客促進事業
- コンベンション参加おもてなし事業
- 公共交通事業者の感染症対策を支援
- 学校図書館の充実

II 雇用の維持と事業の継続

- 市税等の支払猶予及び軽減*
- 離職退去者への市営住宅入居支援
- 売上高等減少対策資金融資(1,000万円以内)《保証料ゼロ》
- 花いっぱいプロジェクト(花き事業者支援)
- 指定管理施設の貸館キャンセルによる減収補填

III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1億7,200万円

- 飲食店・宿泊業への感染拡大防止策への支援

V 今後への備え

2億9,338万円

- 新型コロナウイルス感染症対策予備費

IV 強靱な経済構造の構築

8億9,371万円

- 子供の学びを保障するICT整備
- ICTの活用による働き方改革の推進

*集計額は市税等の軽減による収入減及び特別定額給付金を除く



郡山市立学校における夏季休業中の授業実施について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業中における授業時数の不足については、分散登校日の授業実施分、4月、5月の学校再開日における行事中止による授業実施分及び余剰時数分を差し引いて、10日分の授業時数となる。このことから、夏季休業中に10日間の授業日を設定することにより、年間を通じた総授業時数を確保することができる。

- 夏季休業日における授業日の設定
 - 7月21日～7月31日の土日祝日を除く7日間
 - 8月20日～8月24日の土日祝日を除く3日間 計10日間
- 夏季休業日
 - 8月1日～8月19日 19日間

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|------|-------|------|-------------|-------------|------|
| | | 7月21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 |
| | | 授業日① | 授業日② | 海の日 | スポーツの日 | |
| 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 8月1日 |
| | 授業日③ | 授業日④ | 授業日⑤ | 授業日⑥ | 授業日⑦ 終業式 | |
| 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 |
| | | | | | | |
| 9日 | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 |
| | 山の日 | | | | | |
| 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 |
| | | | | 授業日⑧ 始業式 | 授業日⑨ | |
| 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 |
| | 授業日⑩ | | | | | |
| 30日 | 31日 | | | | | |
| | | | | | | |

※ は、当初の夏季休業日（35日）



いちば 「ドライブスルー市場」について

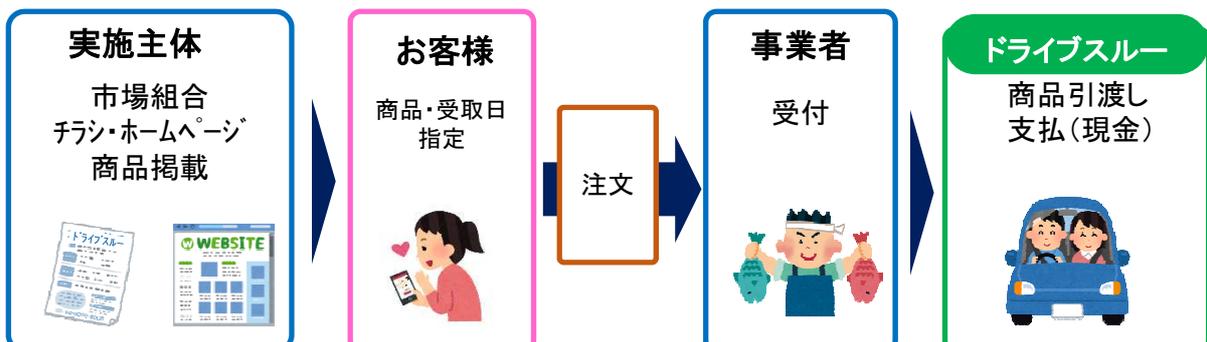
目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ホテル・旅館・飲食店等の営業自粛による需要の落ち込みや「市場の朝市」の中止等により、入場業者の売上等への影響が大きいことから、新規顧客開拓及び販路拡大による事業継続支援のため、三密を避けた「新しい生活様式」を踏まえた新たな販売方法として、「市場の朝市」に代わる一般消費者を対象とした「ドライブスルー市場」を実施する。

※公設市場では、東北初の取り組み

内容

- ▼実施主体 市場の朝市実行委員会
(郡山市総合地方卸売市場組合・郡山市場水産仲卸会・郡山市共催)
- ▼開催日 6月20日(土)から
毎週土曜日 10:00~12:00
- ▼場所 郡山市総合地方卸売市場水産棟前駐車場
(郡山市大槻町字向原114)
- ▼取扱品 生鮮魚介類お得な詰合せセット 等
- ▼注文方法 電話・FAXで申込
申込開始 6月12日(金)から
申込期限 6月20日(土)受取分 6月18日(木)
6月27日(土)受取分 6月25日(木)
9:00~13:00 水曜・日曜定休
申込先 市場の朝市実行委員会(郡山市総合地方卸売市場組合内)
電話024-962-9976 FAX024-962-9978
(今後ホームページ整備・Web申込・キャッシュ決済導入予定)
- ▼支払方法 受取日に現地で支払(当面、現金のみの取り扱い)



DRIVE THROUGH

コロナに負けない
...ドライブスルーははじめました
事前予約制

市場の朝市 ドライブスルー市場

プロ厳選の新鮮な魚介を車に乗ったまま安心受け取り

**6月20日(土)
27日(土)**
am10:00~12:00

■ご注文方法
電話・FAX で予約ください
事前予約のみ の販売です



① まぐろセット 10,000円(税込)
本マグロ 中トロ マルタ産など 約350g
目パチ 赤身 台湾産など 約200g
目パチ 中トロ 台湾産など 約200g
目パチ 切落とし 台湾産など 500g
ピンチョウ 切落とし 静岡加工 500g
まぐろたたき(ネグトロ用) 国産 500g

② 鮭親子セット 5,000円(税込)
カナダ産紅鮭切身 大切10切
ロシア産イクラ醤油 250g



商品・価格等はイメージです

③ BBQセット
あつあつ! プリプリ! ブラックタイガー約20cm! 4尾
楽ちん♪網に乗せるだけ♪ 特大殻付ホタテ4枚
ぎゅっ! と身の詰まった! 大ハマグリ8個
やわらかくて♪食べやすい♪ スルメイカ串4本

特殊な技法で活きた魚を数日間熟成させた通常入手困難な商品です。
養殖 真鯛・シマアジ・ヒラメ
身卸し半身パック

アメリカ産開ホッケ3枚
アメリカ産開赤魚2枚
ノルウェー産開さば2枚

⑥ 干物セットB
5,000円(税込)
アメリカ産開ホッケ3枚
アメリカ産開赤魚2枚
ノルウェー産開さば2枚
中国産うなぎ串140g5串
タレ付き

⑦ 市場厳選 一本カツオ
5,000円(税込)
[内容例]千葉県産 釣カツオ3kg代
1本入り

⑧ 市場厳選 魚介おすすめセット 5,000円(税込)
[内容例]キンメダイ・イサキ・アジ・ヤリイカ 等

⑨ 市場厳選 魚介大漁セット 10,000円(税込)
[内容例]キンメダイ・イサキ・アジ・ヤリイカ・目光・ホタテ貝・ホッキ貝 等

⑩ 市場厳選 魚介贅沢セット 15,000円(税込)
[内容例]キンメダイ・のどぐろ・ヤリイカ・ホタテ貝・ホッキ貝・アワビ・ウニ 等



■予約期間
6月20日販売分 6/12(金)~6/18(木)
6月27日販売分 6/12(金)~6/25(木)
■予約先
9:00~13:00 (休水・日曜)
☎ 024-962-9976
FAX 024-962-9978

郡山市実行委員会
総合地方卸売市場組合内)

支払方法

受取日に現地で支払
(現金のみの取り扱い)

■お受け取り場所
郡山市総合地方卸売市場
水産棟前駐車場(大槻町字向原114)



お受け取りの際はマスクの着用をお願いします。

主催 市場の朝市実行委員会
共催 郡山市総合地方卸売市場組合
郡山市水産産仲卸会・郡山市
ホームページはこちら



市場の朝市実行委員会(郡山市総合地方卸売市場組合内)あて

FAX 024-962-9978

市場の朝市 ドライブスルー市場

注文書

6/20(土)販売分 ⇒ 6/18(木) までにご注文ください。

6/27(土)販売分 ⇒ 6/25(木) までにご注文ください。

| | | | |
|--------------------|-------|-------------|--------------------------|
| フリガナ お客様 お名前 | ----- | お客様 電話番号 | — — 日中ご連絡できる番号を記入ください |
|--------------------|-------|-------------|--------------------------|

| | |
|-----|------------------------------------|
| 受取日 | 6/20(土) ・ 6/27(土) ※受取日に○をしてください |
|-----|------------------------------------|

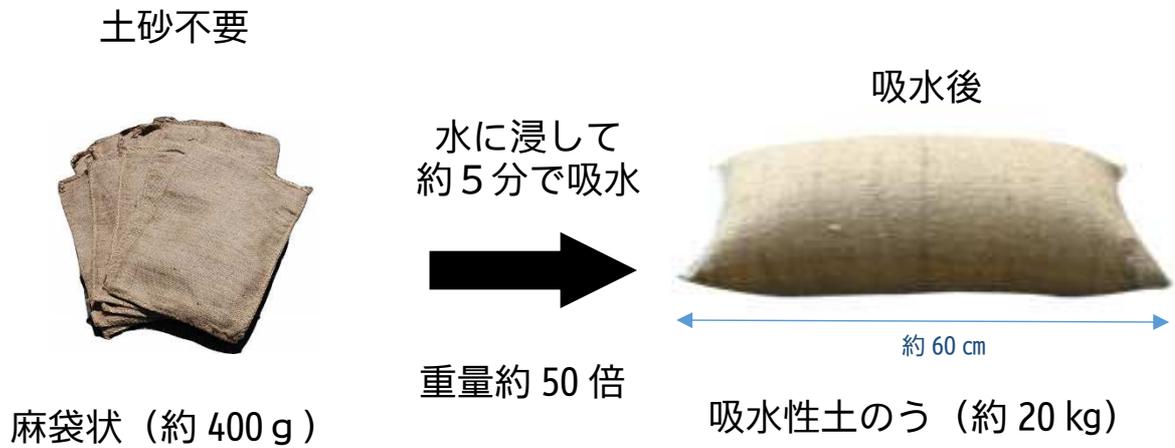
| No | 商品名 | 価格(税込) | 注文数 | 支払金額 (価格×注文数) |
|------|----------------|----------|-----|------------------|
| ① | まぐろセット | 10,000 円 | 個 | |
| ② | 鮭親子セット | 5,000 円 | 個 | |
| ③ | B B Qセット | 5,000 円 | 個 | |
| ④ | 熟成魚セット | 5,000 円 | 個 | |
| ⑤ | 干物セットA | 3,000 円 | 個 | |
| ⑥ | 干物セットB | 5,000 円 | 個 | |
| ⑦ | 市場厳選 一本カツオ | 5,000 円 | 個 | |
| ⑧ | 市場厳選 魚介おすすめセット | 5,000 円 | 個 | |
| ⑨ | 市場厳選 魚介大漁セット | 10,000 円 | 個 | |
| ⑩ | 市場厳選 魚介贅沢セット | 15,000 円 | 個 | |
| 合計金額 | | | | |

■支払方法は受取日に現地で支払となります。(現金のみの取り扱い)

■電話でのご注文は ☎ 024-962-9976 まで 受付時間 9:00~13:00 (休)水・日曜

市場の朝市実行委員会(郡山市総合地方卸売市場組合内)

水で膨らむ 吸水性土のう



- 短時間で土のうになる
水に浸して5分程度で20kgの土のうになり、機能する。
- 再利用が可能
吸水性の低下があるが、繰り返し利用（数回程度）が可能。
- 保管性が良い
土入りの土のうと比べサイズが小さく、保管性に優れている。
- 運搬が容易
重量が軽く、容易に持ち運びができる。
- 耐久性がある
麻袋を縫製しているため耐久性がある。
- 廃棄が簡単
麻袋と吸水ポリマーを使用しているため一般ごみとして廃棄が可能。



使用例

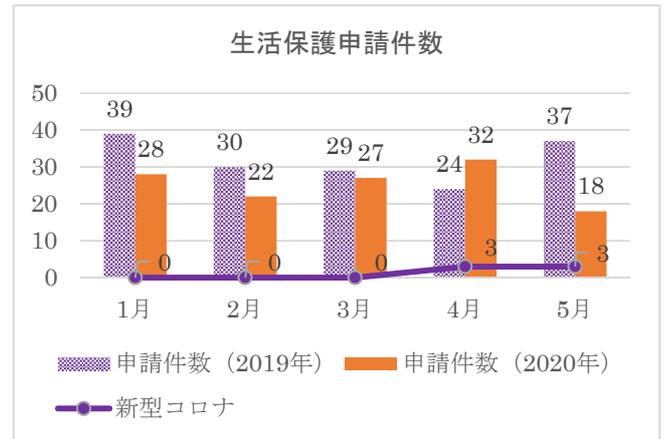
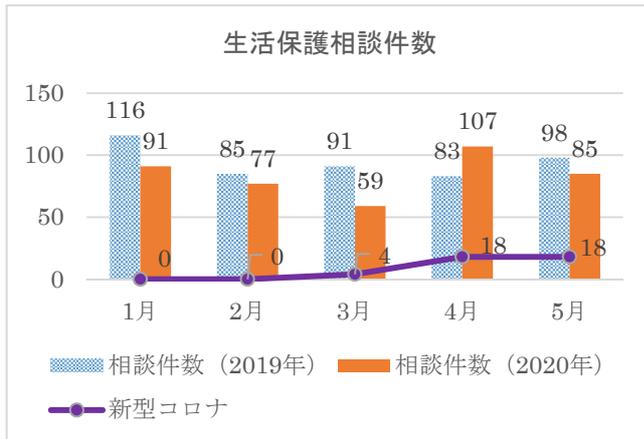
新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収した方への生活支援の対応について

1 生活保護の対応について【相談窓口：生活支援課 電話 924-2611】

| 緩和後の要件 | 従来要件 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染防止等の影響により、失職や廃業して収入が一時的に減ったものの、経済活動の回復後に収入が増えることが見込まれる場合、通勤用や求職活動用として自動車の保有や、自営に必要な店舗、機械器具等の保有について容認できること。 新規就労の場を探すことが困難な場合の就労指導を留保できること。 一時的な居所の確保が緊急に必要な場合、宿泊料等の支援ができること。 | <ul style="list-style-type: none"> 利用できる資産（不動産・自動車等）があれば、原則その資産を売却などの方法により活用すること。 世帯の中で働ける能力のある方は、その能力に応じて働いていただく必要があること。（就労指導） |

【令和2年4月7日付け厚生労働省・援護局保護課通知による】

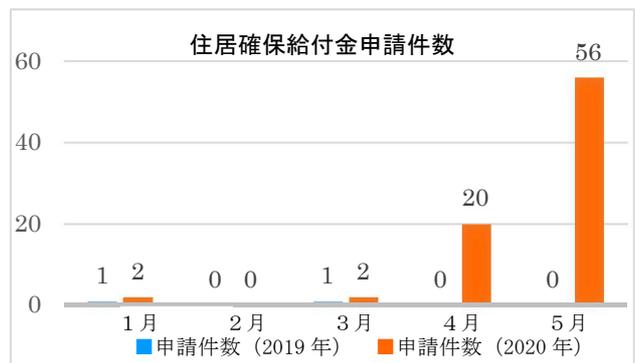
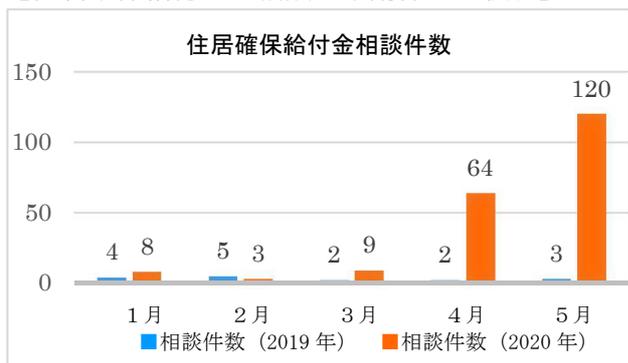
【生活保護の相談・申請件数の状況】



2 住居確保給付金の対応について【相談窓口：保健福祉総務課 電話 924-3822】

| 緩和後の要件 | 従来要件 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 離職又は廃業後2年以内の者 就業機会が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 | <ul style="list-style-type: none"> 離職又は廃業後2年以内の者 |

【住居確保給付金の相談・申請件数の状況】



事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の生活保護業務の取扱いについては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。なお、その他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取り扱っていただいても差し支えありません。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

記

1 保護の申請相談、訪問調査等における対応について

(1) 申請相談について

生活保護の申請相談にあたっては、保護の申請意思を確認した上で、申請の意思がある方に対しては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他の保護の決定実施及び援助方針の策定に必要な情報については、後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい。また、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限とするようにされたい。

なお、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課 地

域福祉課生活困窮者自立支援室連名事務連絡。以下「事務連絡」という。)の「3 適切な保護の実施」にあるとおり、面接時の適切な対応（保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきこと等）、速やかな保護決定等については、引き続き特に留意されたい。

(2) 訪問調査活動について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という）第12の1の(2)における訪問計画に基づく訪問については、当分の間、緊急対応等最低限度必要なもののみ実施することとされた。なお、予定されていた訪問を延期する場合、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、臨時訪問の要否についても確認されたい。

局長通知第12の1の(1)における申請時等の訪問及び局長通知第12の1の(3)における臨時訪問等やむを得ず訪問を実施する必要がある場合には、「新型コロナウイルス感染症防止等のための生活保護業務等における留意点について」（令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を参考に、十分に注意を払った上で行われたい。なお、訪問の際の調査の内容は実地に確認等が必要な事項に限定し、その他の事項等については、後日電話等により聴取する等、訪問時間が長時間にならないように工夫されたい。

(3) 面接について

生活保護受給者に福祉事務所への来所を求めて面接することは、緊急を要する場合のみに限定するとともに、やむを得ず面接を実施する場合には、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

(4) 訪問・面接等における感染拡大防止のための取組について

訪問調査活動、面接等の機会において、地域における要請の状況等を踏まえ、被保護者に対して感染拡大の防止のための行動を促すよう努めていただきたい。

また、受給相談、面接等の待機場所についても、感染拡大の防止に配慮した対応を行っていただきたい。

2 保護の要否判定等における留意事項について

(1) 稼働能力の活用について

局長通知第4において、稼働能力を活用しているか否かについては、実際に稼働能力を活用する場を得ることができるか否かについても評価することとしているが、緊急事態措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、こうした判断を留保することができることとする。

(2) 一時的な収入の減により保護が必要となる場合の取扱いについて

今般、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、緊急事態措置期間経過後には、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、下記の点等について留意すること。

・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知)第3の問9-2に準じて保有を認めるよう取扱うこと。なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて差し支えない。

・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合であっても、2(1)の趣旨も踏まえ、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等は行わなくて差し支えないこと。また、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

3 一時的な居所の確保が緊急に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、事務連絡の3-(3)に基づき、引き続き適切に行われたい。

なお、一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生労働省社会・援護局保護課宛て協議すること。

4 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

医療扶助の決定については、医療扶助運営要領により対応いただいているところであるが、当面の間、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続きできるよう配慮した形で実施することとして差し支えない。具体的な対応例としては、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がない限りこの申請をもって医療券の発行を待たずに医療機関の受診を認め、その旨医療機関に連絡し、要否意見書や医療券の交付は、後日、被保護者を介さずに医療機関と福祉事務所とが直接やり取りするといったような対応が考えられる。

この他、令和2年3月4日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」にて示した、医療券の提出ができない場合の対応についても引き続き同様の取扱いとする。

こうした医療扶助に係る取扱いについて、従来の取扱いからの変更となる場合には、管内医療機関に周知されたい。

また、医療券の発行に当たっては、令和2年2月17日付けで発出した「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」別添の内容を踏まえ、必要に応じて帰国者・接触者相談センターへの相談を促すなどの対応をいただきたい。

5 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、事務連絡の2において依頼しているところであるが、自立相談支援機関において生活保護が必要と判断される者を福祉事務所につなぐ場合や、福祉事務所において生活困窮の端緒を把握して自立相談支援機関につなぐ場合については、本人の同意を得た上で、各担当において把握している情報等について事前に提供するなど、相談者に対し効果的かつ継続的な支援が提供されるよう、引き続き緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局保護課

電話：03-5253-1111

1～3, 5 保護係 (内線2826)

4 医療係 (内線2829)

厚生労働省社会・援護局保護課通知関連資料

○生活保護法による保護の実施要領について（抄）
（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省局長通知）

局長通知第4

第4 稼働能力の活用

- 1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

- 2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。
- 3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。
- 4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

○生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて（抄）
（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局長保護課長通知）

第3の間9-2

第3 資産の活用

問9の2 通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時には失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合であっても、保有している自動車は処分させなくてはならないのか。

答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

○新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について（抄）
（令和2年3月10日 事務連絡 厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長）

3-（3）

（3）一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

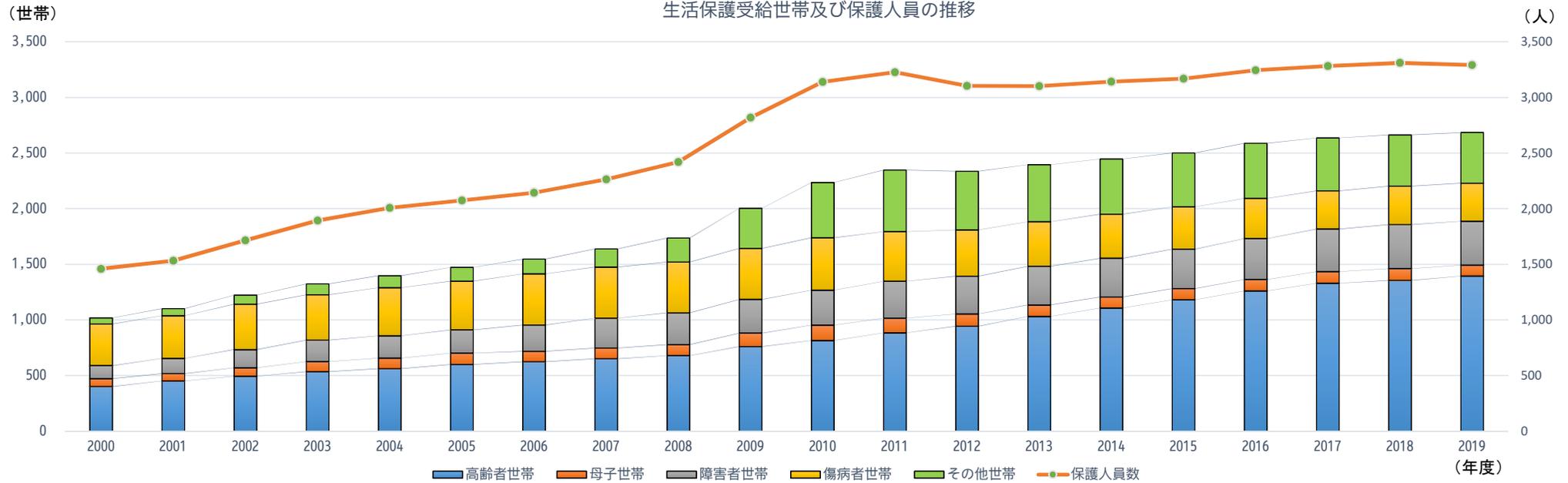
各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととする。



郡山市の生活保護の動向について

生活保護受給世帯及び保護人員の推移



【年度別の世帯内訳及び保護人員数】

(単位：世帯)

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高齢者世帯 | 401 | 451 | 494 | 535 | 562 | 600 | 624 | 651 | 679 | 760 | 815 | 884 | 943 | 1,031 | 1,107 | 1,180 | 1,260 | 1,330 | 1,355 | 1,394 |
| 母子世帯 | 71 | 66 | 76 | 90 | 94 | 101 | 94 | 96 | 99 | 121 | 138 | 131 | 110 | 103 | 99 | 102 | 103 | 104 | 106 | 98 |
| 障害者世帯 | 117 | 137 | 163 | 193 | 201 | 209 | 236 | 268 | 285 | 303 | 314 | 332 | 340 | 348 | 348 | 354 | 368 | 383 | 396 | 395 |
| 傷病者世帯 | 374 | 384 | 408 | 408 | 432 | 438 | 460 | 460 | 457 | 459 | 471 | 446 | 416 | 400 | 396 | 380 | 361 | 343 | 345 | 342 |
| その他世帯 | 55 | 63 | 82 | 98 | 108 | 124 | 133 | 163 | 216 | 360 | 497 | 554 | 527 | 513 | 496 | 485 | 496 | 476 | 461 | 455 |
| 合計 | 1,018 | 1,101 | 1,223 | 1,324 | 1,397 | 1,472 | 1,547 | 1,638 | 1,736 | 2,003 | 2,235 | 2,347 | 2,336 | 2,395 | 2,446 | 2,501 | 2,588 | 2,636 | 2,663 | 2,684 |

(単位：人)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保護人員数 | 1,460 | 1,532 | 1,716 | 1,894 | 2,008 | 2,073 | 2,143 | 2,263 | 2,419 | 2,818 | 3,139 | 3,227 | 3,104 | 3,102 | 3,142 | 3,169 | 3,244 | 3,281 | 3,310 | 3,290 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

【参考】世帯類型の定義

高齢者世帯：65歳以上の者のみで構成、またはこれに18歳未満の者が加わった世帯。
障害者世帯：世帯主が障害者加算の認定を受けている、または心身上的障害のため働けない世帯。
その他世帯：上記以外の世帯。

母子世帯：配偶者のいない65歳未満の女子と18歳未満の子のみで構成された世帯。
傷病者世帯：世帯主が傷病のため入院している、または在宅患者加算の認定を受けている、若しくは傷病のため働けない世帯。
年度別世帯内訳及び保護人員数は、年度内の月毎集計の平均値です。

特別定額給付金の処理状況等について

5月1日(金)から受付を開始したオンライン申請については、重複申請及び二重払いの防止、更には支給事務を迅速に行うため、5月30日(土)以降の受付を終了し、6月3日(水)までに振込が完了しました。

また、5月20日(水)から受付を開始した郵送申請については、5月27日(水)から順次振り込みを行っております。

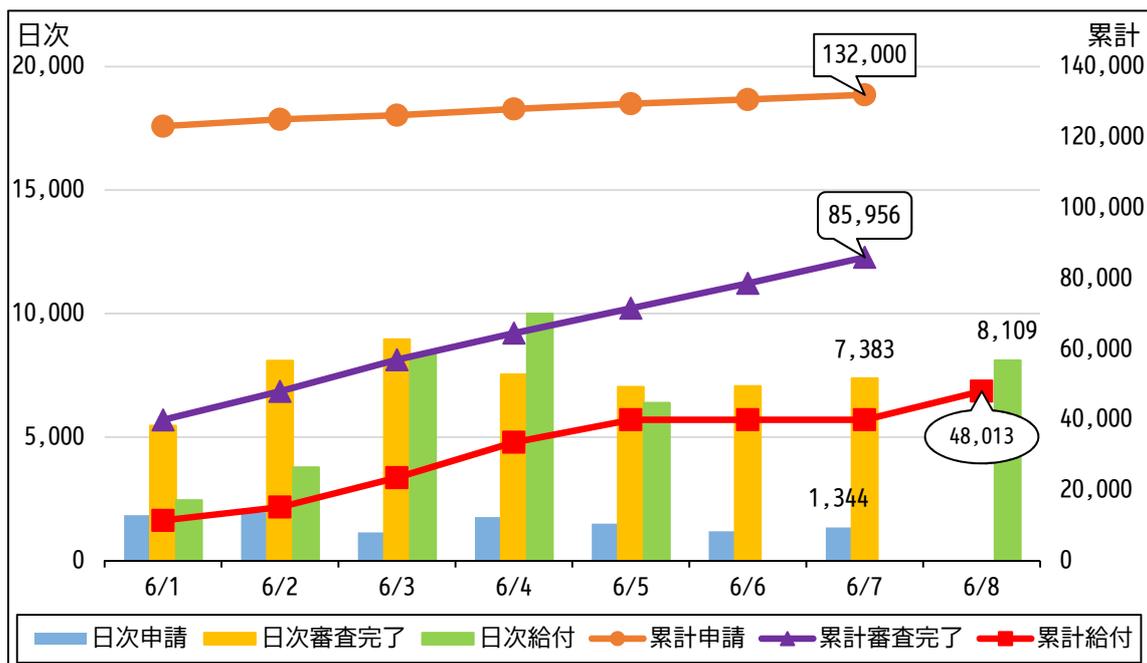
1 処理状況（申請及び審査完了は6月7日現在、給付は6月8日現在）

| | 日次 | | 累計 | | 進捗率 (%)※ |
|------|-------|---------|---------|-----------|-------------|
| | 件数(件) | 金額(万円) | 件数(件) | 金額(万円) | |
| 申請 | 1,344 | | 132,000 | | |
| 審査完了 | 7,383 | | 85,956 | | 65.12 |
| 給付 | 8,109 | 198,010 | 48,013 | 1,168,260 | 36.37 |

※申請件数には、重複申請、不備のある申請及び補正後の再申請が含まれております。

※審査完了の進捗率は、申請件数に対する審査完了件数の割合です。

※給付の進捗率は、申請件数に対する給付件数の割合です。



2 申請期限 令和2年8月19日(水)(当日消印有効)

3 郡山市特別定額給付金専用ダイヤル ☎ 024-983-9770

受付時間：6月末まで(毎日) 8:30～17:15

7月～8月末まで(平日のみ) 9:30～17:30



郡山市特別定額給付金のサイトにアクセスできます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/covid19/23829.html>

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援策実績

市融資制度 2020/4/1（水）～6/5（金）

| | 融資件数 | 融資額 | 信用保証料補助額 |
|--------------|------|-------------|----------|
| 売上高等減少対策資金融資 | 4件 | 15,000,000円 | 761,475円 |

セーフティネット保証等の認定件数 2020/4/1（水）～6/5日（金）

| | 件数 |
|---------------------|--------|
| 郡山市による認定件数 | 1,468件 |
| 2020/4/1（水）～5/8（金） | （494件） |
| 2020/5/11（月）～6/5（金） | （974件） |

※セーフティネット保証とは

突発的災害等で困っている中小企業者の資金繰りを助ける制度。返済できなくなった場合に、信用保証協会が返済を肩代わりする。

中小企業等応援プロジェクト 2020/5/11（月）～6/5日（金）

| | 申請 | 交付決定 | 振込済み |
|---------------------------|--------------|--------------|------------|
| 電話対応（フリーダイヤル＋通常電話） | 948件 | — | — |
| 窓口対応（融資、家賃等、観光等） | 765件 | — | — |
| 事業継続応援家賃等補助金 （減免テナント数） | 50件 （97件） | 30件 （54件） | 3件 （5件） |
| テイクアウト事業等開始応援補助金 | 48件 | 22件 | 11件 |
| 新しい生活様式対応宿泊・飲食等事業継続補助金 | 2件 | 0件 | 0件 |

| | | |
|----------------|-----------------------------|------------|
| テレワーク滞在支援事業補助金 | テレワーク応援プラン提供ホテル等 〃 延べ利用者 | 9施設 81人 |
|----------------|-----------------------------|------------|

○新型コロナウイルス感染症の影響に対する税制上の特例措置



| | | 国税 | 県税（福島県） | 市税（郡山市） |
|------------|---------|---|--|--|
| 納税猶予の特例 | | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に大幅な減少（前年同期比で概ね 20%以上の減少）があった場合で、税を一時に納付することが困難な場合、申請することにより納税が猶予される。</p> <p>・延滞税なし 1年間猶予 無担保</p> | 同左 | <p>同左</p> <p>（※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施中）</p> |
| 申告・納付期限の延長 | 個人の申告納付 | <p><u>個人所得税の確定申告、贈与税及び個人事業者の消費税</u>の申告・納付期限を、一旦4月16日まで延長したが、4月17日以降についても受け付けるなど柔軟に取り扱う。</p> | 国税、市税と同様に取り扱う。 | <p><u>市県民税</u>の申告期限を、4月16日まで延長したが、国に準じ、4月17日以降についても柔軟に取り扱う。</p> <p>（※令和2年4月6日付総務省取扱通知により実施中）</p> |
| | 法人の申告納付 | <p><u>法人に係る国税</u>について、期限内での申告・納付が困難な場合、原則としてその理由がやんだ日から2か月以内の日を指定してその期限を延長する。</p> <p>実質的には、申告書の余白に「<u>新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請</u>」と記載することにより、延長申請書の提出があったものとみなすことから、申告・納付が可能となった時点で申告すればよい。</p> | <p><u>法人県民税、法人事業税</u>について、国税と同様の対応とする。</p> | <p><u>法人市民税、事業所税</u>について、国税、県税と同様の対応とする。</p> <p>（※令和2年4月21日付総務省取扱通知により実施中）</p> |

| | 国税 | 県税（福島県） | 市税（郡山市） |
|-----------------|----|---|---|
| 自動車税減免申請期限の延長 | — | <p><u>普通自動車</u>に係る身体障がい者等の減免申請期限を延長</p> <p>・令和2年6月1日→令和2年6月30日</p> | <p><u>軽自動車</u>に係る身体障がい者等の減免申請期限を延長</p> <p>・令和2年5月25日→令和2年6月30日</p> <p>(※令和2年5月15日市告示により実施中)</p> |
| 自動車税環境性能割の特例の延長 | — | <p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した、<u>自家用乗用車に係る環境性能割</u>の、非課税措置及び1%分を軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長する。</p> | <p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した、<u>自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割</u>の、非課税措置及び1%分を軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長する。</p> <p>(※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施中)</p> |
| 家屋等に係る税の特例 | — | <p><u>耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例適用について</u>、耐震不適合既存住宅を取得し、その耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症の影響により、その取得の日から6か月以内に居住を開始することができない場合、その<u>居住要件の期限を令和4年3月31日まで延長</u>する。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて一定以上減少している<u>中小企業等の、令和3年度分の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税</u>を軽減する。</p> <p>・30%以上50%未満減少 → 2分の1軽減 ・50%以上減少 → 全額軽減</p> <p>(※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施予定)</p> |

| | 国税 | 県税（福島県） | 市税（郡山市） |
|-------------|--|--|--|
| 生産性向上設備投資特例 | — | — | <p><u>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置</u>において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、先端設備等導入計画に基づき、新規に設備投資を行う中小事業者を支援するため、既存制度の適用対象に、一定の<u>事業用家屋と構築物を加える。</u></p> <p>また、<u>適用期間を2年間延長し、令和4年度までとする。</u></p> <p>・<u>適用対象となった場合、対象の固定資産税が全額軽減される。</u></p> <p>（※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施中）</p> |
| 寄附金税額控除の特例 | <p>新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、文化芸術・スポーツ等に係るイベント等を中止等した主催者に対して、入場料等の払戻しを受けない(放棄する)場合には、その金額分について寄附したものとみなして、<u>寄附金税額控除</u>を適用する。</p> <p>・<u>所得税からの控除額</u> $= (\text{入場料等の金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$</p> | <p>同左</p> <p>・<u>個人県民税からの控除額</u> $= (\text{入場料等の金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\%$</p> | <p>同左</p> <p>・<u>個人市民税からの控除額</u> $= (\text{入場料等の金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\%$</p> <p>（※令和2年6月議会に市税条例改正案提出予定 地方税法は令和2年4月30日改正済）</p> |

| | 国税 | 県税（福島県） | 市税（郡山市） |
|---------------------|---|--|--|
| 特例 住宅借入金等特別税額控除の | 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居開始できなかった場合について、契約期間等の要件を満たし、令和3年12月31日までに入居開始した場合、期限内に居住を開始したものと同様に、 <u>住宅借入金等特別税額控除</u> が受けられるよう、適用要件を弾力化し、適用期間を1年延長する。 | 同左 | 同左 (※令和2年6月議会に市税条例改正案提出予定 地方税法は令和2年4月30日改正済) |
| お問合せ先 | 郡山税務署 郡山市堂前町20番11号 (024) 932-2041 (代表) | 福島県県中地方振興局県税部 郡山市麓山1丁目1番1号 (024) 935-1233 (管理課) | 郡山市税務部 郡山市朝日1丁目23番7号 市民税、事業所税、軽自動車税等について (024) 924-2081 (市民税課) 固定資産税・都市計画税について (024) 924-2091 (資産税課) 納税猶予について (024) 924-2101 (収納課) |

電子入札等の取り組み状況について

○電子入札契約件数の推移

【平成27年度から工事請負契約について電子入札を導入し、毎年度電子入札の対象案件を拡大している。令和2年度も6月から建物等維持管理業務委託、物品購入の一部に電子入札を導入】

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 電子入札契約件数 | 82 | 430 | 740 | 986 | 1,151 |

※契約課実施の工事のみの数
※平成30年度から随意契約案件件数も含む。

○物品購入にかかる見積価格の確認のためのファクシミリ又は電子メール利用の拡大

【令和2年4月からファクシミリ又は電子メールによる見積価格の確認範囲を30万円未満から50万円未満へ引き上げ実施】

| | 制限付一般競争入札 | 指名競争入札 | 随意契約 | | | 合計 |
|-----------|-----------|--------|-------|--------|-------|-------|
| | | | 50万以上 | 30~50万 | 30万未満 | |
| 令和元年度契約件数 | 9 | 269 | 107 | 100 | 2,783 | 3,268 |

※総価契約、単価契約の合計数

85%

○令和元年度 部局別電子入札件数

【令和元年度に実施した入札案件について、電子入札（工事製造、委託（設計・測量）、原材料、除染関連業務委託）を行った件数】

| 所 属 | 入札件数 | うち対面入札件数 | うち電子入札件数 | 電子入札の割合 |
|---------|-------|----------|----------|---------|
| 建設交通部 | 964 | 218 | 746 | 77% |
| 都市整備部 | 148 | 70 | 78 | 53% |
| 上下水道局 | 536 | 330 | 206 | 38% |
| 農林部 | 172 | 108 | 64 | 37% |
| 生活環境部 | 346 | 276 | 70 | 20% |
| 産業観光部 | 37 | 33 | 4 | 11% |
| 総務部 | 96 | 96 | 0 | 0% |
| 政策開発部 | 102 | 102 | 0 | 0% |
| 財務部 | 25 | 25 | 0 | 0% |
| 税務部 | 25 | 25 | 0 | 0% |
| 市民部 | 52 | 52 | 0 | 0% |
| 文化スポーツ部 | 95 | 95 | 0 | 0% |
| 保健福祉部 | 216 | 216 | 0 | 0% |
| こども部 | 82 | 82 | 0 | 0% |
| 会計管理者 | 1 | 1 | 0 | 0% |
| 教育総務部 | 159 | 159 | 0 | 0% |
| 学校教育部 | 197 | 197 | 0 | 0% |
| 選挙管理委員会 | 22 | 22 | 0 | 0% |
| 農業委員会 | 1 | 1 | 0 | 0% |
| 議会 | 2 | 2 | 0 | 0% |
| 行政センター | 72 | 72 | 0 | 0% |
| 監査委員事務局 | 0 | 0 | 0 | — |
| 合 計 | 3,350 | 2,182 | 1,168 | 35% |

※上記には工事の電子入札随意契約案件は含まない。

5 レスの推進状況について

2020年6月 定例市長記者会見
配布資料⑤ 政策開発部ソーシャルメディア推進課



カウターレス ※新型コロナウイルス対策



ペーパーレス



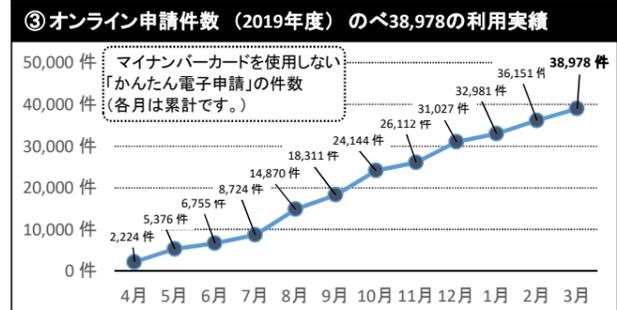
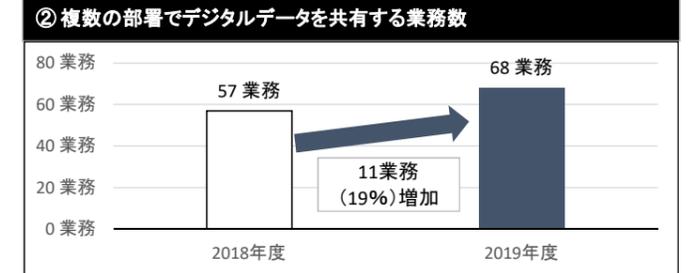
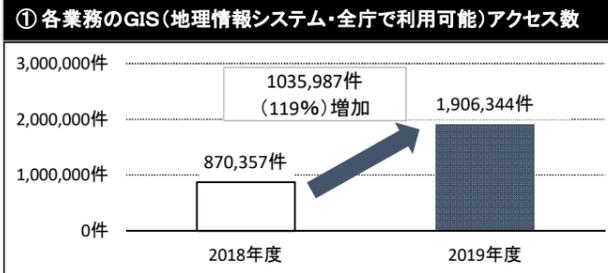
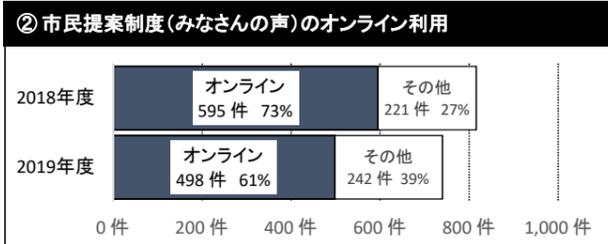
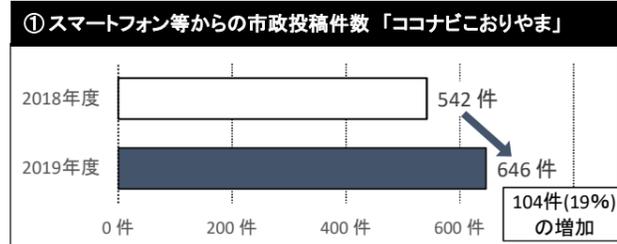
ファイルレス



キャッシュレス ※新型コロナウイルス対策

行政手続きのオンライン化を推進し、市民の方々が来庁することなく、各種行政手続き等を完了させる。
※スマートフォン等の活用 ※接触機会の減少、3密の回避

デジタルデータの共有により、紙ファイルを使用することなく、複数部署が関わる業務を行う。
従来の紙台帳、図面をデジタルデータ化し、省スペース化、検索性向上、情報公開の効率化等を図る。



- 【① コナビこおりやま】
 - スマートフォンアプリを利用し、市政への要望等を簡単に投稿できる。
 - 例 道路の損傷や防犯灯の故障などを通報 → 市は迅速に修繕
- 【② 市民提案制度(みなさんの声)】
 - 郡山市公式ウェブサイトからオンラインで意見や要望を頂いています。
 - ※市役所等の投書箱、ファックスも利用可能
 - ・直近でのオンライン利用件数比較は、次のとおり。
2019年4～5月 78件 2020年4～5月 324件
- 【③ オンライン申請件数(2019年度)】年計 38,978件
 - ・イベント等の申し込み、水道の使用開始、中止の申込等

- ③ 従来の紙台帳、図面をデジタルデータ化
 - 【建築概要書】のデジタル化
 - ※建築確認済みの建物台帳 申請により閲覧可能 ※約12万件のデータを迅速に閲覧可能とする。
 - 文字、数値データ入力 2019年度完了 → 2020年度 利用開始
 - 図面をPDF形式のデジタルデータ化 3万件/年で整備中
 - 【道路台帳】のデジタル化
 - ※図面の写しを交付するまでの期間を短縮する。
 - 2020年度 システム導入 → 2021年度 利用開始

- 【① 各業務のGIS(地理情報システム・全庁で利用可能)】
 - ・地形図や住宅地図といった共通図に、都市計画図、施設位置情報等の様々なデータをレイヤー(階層)構造で組み込み、業務に活用するもの。
 - 現在レイヤー数 3,279
- 【② 複数の部署でデジタルデータを共有する業務数】
 - ・従来、紙や記憶メディア(CD等)でデータをやり取りしていた業務をファイルサーバを活用し、オンラインでデータ共有を行っています。
- 【③ 従来の紙台帳、図面をデジタルデータ化】
 - ・図面等のデジタルデータ化を年次計画で実施中です。



会議レス(ムーブレス) ※新型コロナウイルス対策



ペーパーレス



キャッシュレス ※新型コロナウイルス対策



グループウェア、テレビ会議システム等の有効活用からなるデジタル空間での効率的な情報共有を推進する。
◇ 一同に会する会議等の削減 (※接触機会の減少、3密の回避)
◇ 効率的な情報の共有

申請書、資料等の各種書類の電子化を推進し、働く場の環境向上、印刷等のコスト削減、セキュリティの向上等を実現する。
◇ 紙資料の削減

市税、使用料等の収納のマルチペイメント化
キャッシュレス社会の推進
◇ 現金を要しないことによる、利便性・安全性の向上

テレビ会議システム利用状況 (2020年4月・5月の実績)



プリンタからの印刷枚数削減状況 ※小中学校と上下水道局を除く。(2018-2019年度の比較)

| 部局名 | 削減枚数 | 削減率 |
|---------|-----------|--------|
| 市民部 | △ 110,702 | △37.1% |
| 都市整備部 | △ 103,929 | △11.8% |
| 保健福祉部 | △ 84,034 | △7.0% |
| 文化スポーツ部 | △ 77,948 | △6.4% |
| 農林部 | △ 76,007 | △6.0% |

市税バーコード決済(スマホによる決済)の実績 (速報値)

| 2020年度課税分 | 件数 | 金額 | 開始時期 |
|-----------|------|-------------|--------------|
| ◇固定資産税 | 481件 | 27,042,500円 | 2020年4月課税分から |
| ◇軽自動車税 | 456件 | 3,453,700円 | |

部局別利用状況 □2019年度 ■2020年度



全体では、2018年度 約2,791万枚 2019年度 約2,864万枚 約73万枚の増加となりました。東日本台風災害への対応で80万枚以上印刷しており、これを除けば微減と評価しています。

- ◇ タブレットを活用したペーパーレス会議(2019年度)
 - ◇ 庁議・・・28回
 - ◇ 災害対策本部・・・129回
 - ◇ その他庁内会議・・・13回
 - ・デジタル市役所推進本部会議
 - ・健康危機対策本部会議
 - ・行政センター所長会議等
 - ◇ 附属機関等
 - ・郡山市行財政改革推進委員会等
- ◇ ペーパーレスは、複数の取り組みにより効果を高めています。
 - ◇ 人事給与・庶務事務システムによる各種申請のペーパーレスの推進
 - ◇ 財務会計・文書管理システムによる起案等のペーパーレスの推進
 - ◇ 電子申請システムによる各種申請のペーパーレスの推進

水道料金等バーコード決済(スマホによる決済)の実績

| 2020年 | 月分 | 件数 | 金額 | 開始時期 |
|-------|----------|-----|---------|--------------|
| ◇ | 2020年2月分 | 1件 | 5,967円 | 2020年1月31日から |
| ◇ | 2020年3月分 | 2件 | 11,166円 | |
| ◇ | 2020年4月分 | 7件 | 58,749円 | |
| ◇ | 2020年5月分 | 12件 | 67,841円 | |

水道料金のクレジット収納

開始時期 2020年3月から

キャッシュレス決済(電子マネー等)の実績

| 青少年会館施設使用料(指定管理者による実証実験) | 件数 | 金額 | 開始時期 |
|--------------------------|----|--------|--------------|
| ◇2020年2月分 | 2件 | 3,500円 | 2020年2月利用分から |
| ◇2020年3月分 | 3件 | 4,600円 | |
| ◇2020年4月分 | 3件 | 5,100円 | |

緊急事態宣言解除による主な市有施設の開館後の状況

2020年6月3日時点

| 区分 | 施設名称 | 増減 | 開館状況・利用状況 |
|---------|---------------------------|----|--|
| 子育て支援施設 | こども総合支援センター (ニコニコこども館) | △ | 【換気】常時または1時間に1回程度 【利用制限】利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 各コーナーごとに入室できる人数を制限 【消毒】開館前、お昼と閉館後の3回 【利用状況】5/25～6/3までの利用者は801人で前年同期(1,882人)と比較し1,081人(57%)の減 |
| | 東部地域子育て支援センター | △ | 【換気】常時または1時間に1回程度 【利用制限】利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 同時に入館できる人数を制限 【消毒】開館前、お昼と閉館後の3回 【利用状況】5/25～6/3までの利用者は159人で前年同期(248人)と比較し89人(36%)の減 |
| | 西部地域子育て支援センター | △ | 【換気】常時または1時間に1回程度 【利用制限】利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 同時に入館できる人数を制限 【消毒】開館前、お昼と閉館後の3回 【利用状況】5/25～6/3までの利用者は112人で前年同期(301人)と比較し189人(63%)の減 |
| | 南部地域子育て支援センター | △ | 【換気】常時または1時間に1回程度 【利用制限】利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 同時に入館できる人数を制限 【消毒】開館前、お昼と閉館後の3回 【利用状況】5/25～6/3までの利用者は202人で前年同期(268人)と比較し66人(25%)の減 |
| | 北部地域子育て支援センター | △ | 【換気】常時または1時間に1回程度 【利用制限】利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 同時に入館できる人数を制限 【消毒】開館前、お昼と閉館後の3回 【利用状況】5/25～6/3までの利用者は240人で前年同期(522人)と比較し282人(54%)の減 |
| | 元気な遊びの広場 (ベップキッズこおりやま) | △ | 【換気】常時または1時間に1回程度 【利用制限】利用時間：10時から11時 14時から15時 利用人数：午前30組 午後30組の親子 【消毒】開館前、お昼と閉館後の3回 【利用状況】通常4クールのところ2クールで、120組を30組で再開。 5/25～6/3までの利用者は1,412人で前年同期(6,180人)と比較し4,768人(77%)の減 |
| | 希望ヶ丘児童センター | △ | 【換気】常時または1時間に1回程度 【利用制限】利用時間：9時30分から18時 利用人数：午前 親子で10組まで 午後 20人まで 【消毒】開館前とお昼の2回 【利用状況】5/25～6/3までの利用者は206人で前年同期(390人)と比較して184人(47%)の減 |

緊急事態宣言解除による主な市有施設の開館後の状況

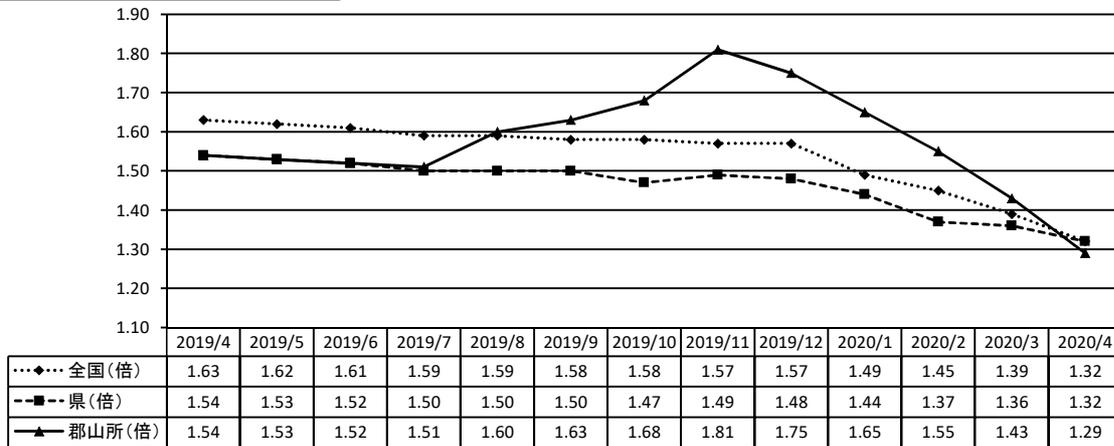
2020年6月3日時点

| 区分 | 施設名称 | 増減 | 開館状況・利用状況 |
|----|--|----|--|
| | 大槻公園 「子どもの遊び場」 (屋内体験学習施設) | △ | 【換気】 常時または1時間に1回程度 【利用制限】 利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 利用人数：5組または15人まで 【消毒】 お昼と閉館後の2回 【利用状況】 5/26～6/3までの利用者は262人で前年同期 (460人)と比較して198人(43%)の減 |
| | 八山田こども公園 (屋内体験学習施設) | △ | 【換気】 常時または1時間に1回程度 【利用制限】 利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 利用人数：10組または20人まで 【消毒】 お昼と閉館後の2回 【利用状況】 5/26～6/3までの利用者は505人で前年同期 (865人)と比較して360人(42%)の減 |
| | 郡山カルチャーパーク 「屋内子どもの遊び場」 | △ | 【換気】 常時または1時間に1回程度 【利用制限】 利用時間：9時から12時 13時30分から16時30分 利用人数：45組または90人まで 【消毒】 お昼と閉館後の2回 【利用状況】 5/26～6/3までの利用者は906人で前年同期 (1,698人)と比較して792人(47%)の減 |
| | 【共通事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用自粛の依頼（発熱や呼吸器症状がある場合や体調の悪い方、特定警戒地域や海外への訪問または滞在歴がある方） ・ 利用者カードの記入 ・ 手指消毒 ・ マスク着用 ・ 原則として利用は家族単位とする | | |

ハローワーク郡山管内の雇用の動き

※ ハローワーク郡山管内 = 郡山市、田村市、三春町、小野町

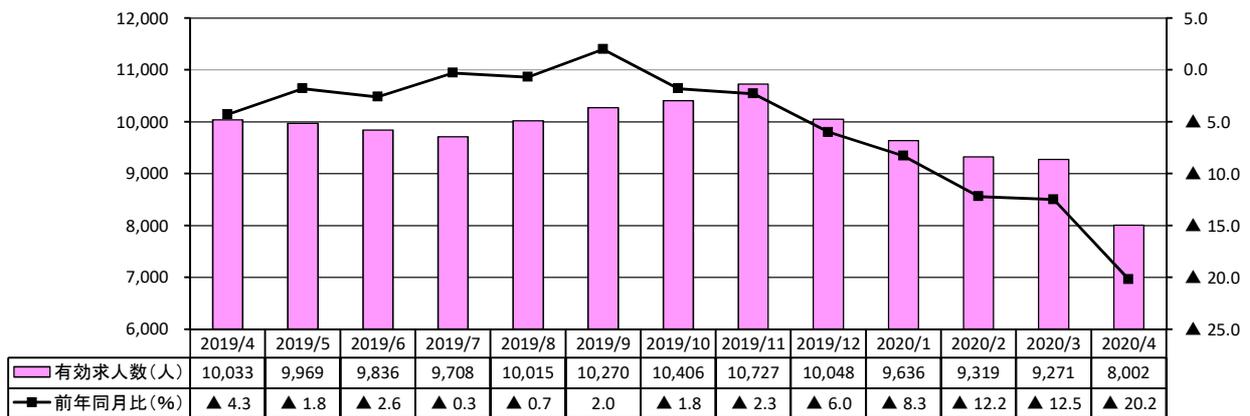
1 有効求人倍率の推移



有効求人倍率 前月に比べ0.14ポイント減少

出展:雇用ジャーナル(ハローワーク郡山)

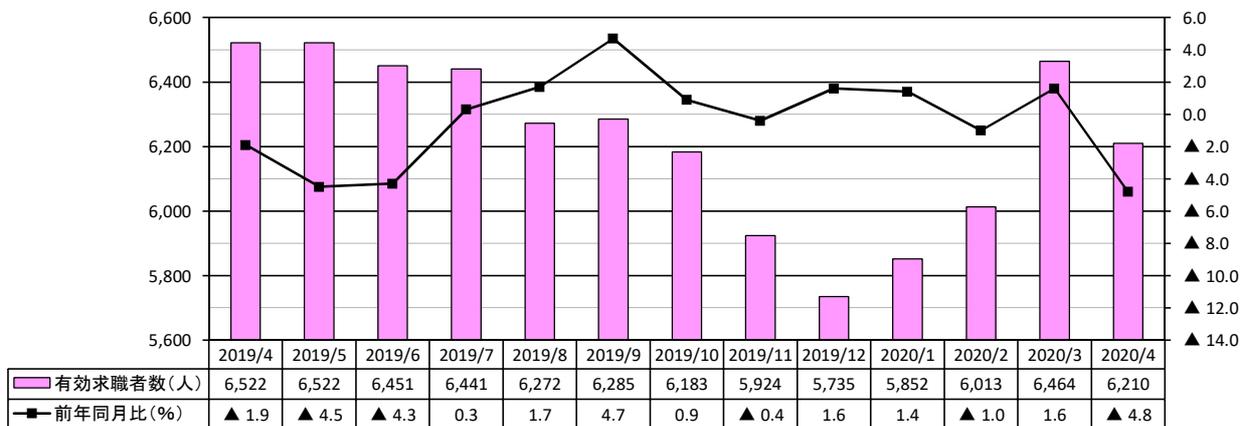
2 有効求人数の推移



有効求人数 前月に比べ13.7%減少

出展:雇用ジャーナル(ハローワーク郡山)

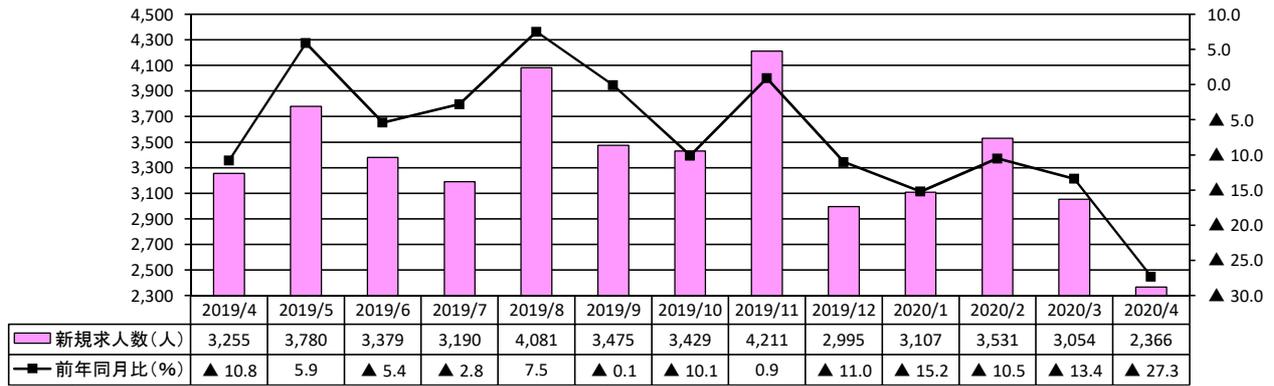
3 有効求職者数の推移



有効求職者数 前月に比べ3.9%減少

出展:雇用ジャーナル(ハローワーク郡山)

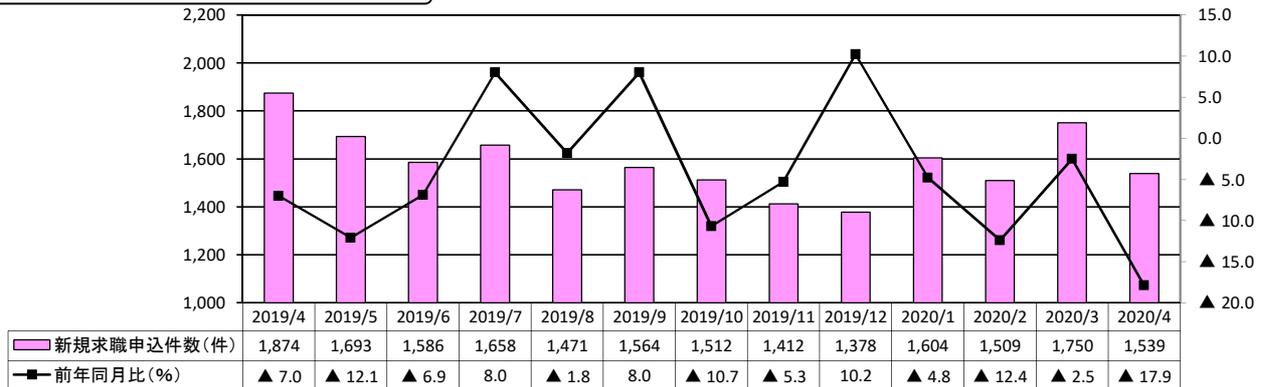
4 新規求人数の推移



新規求人数 前月に比べ22.5%減少

出展:雇用ジャーナル(ハローワーク郡山)

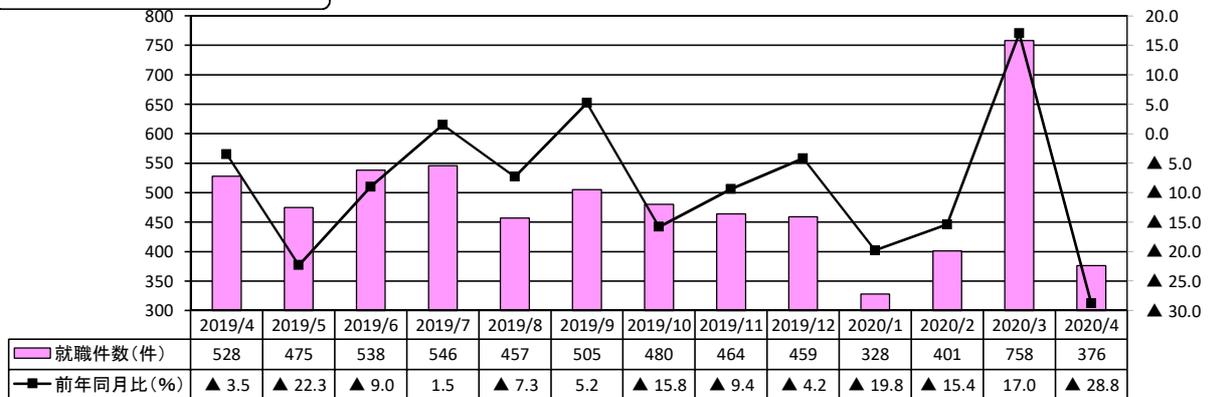
5 新規求職申込件数の推移



新規求職申込件数 前月に比べ12.1%減少

出展:雇用ジャーナル(ハローワーク郡山)

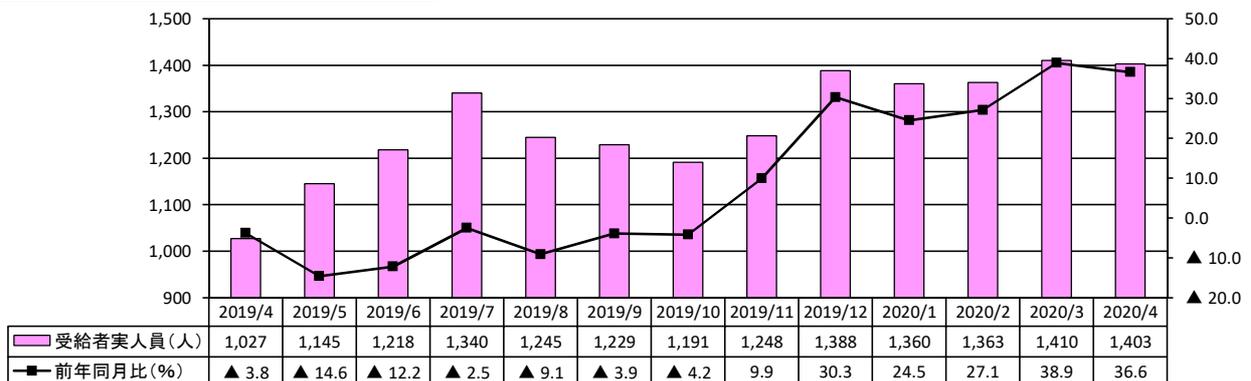
6 就職件数の推移



就職件数 前月に比べ50.4%減少

出展:雇用ジャーナル(ハローワーク郡山)

7 雇用保険受給者実人員の推移



受給者実人員 前月に比べ0.5%減少

出展:雇用ジャーナル(ハローワーク郡山)



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者に係る診療報酬等請求内訳（前年度比較）について

1 国民健康保険医療分 ※令和2年5月7日現在

| 診療月 | 2019年 | | | | 2020年 | | | | 増減 (2020年) - (2019年) | | | |
|-----|------------------|---------------|-----------------|--------------------------------|------------------|---------------|-----------------|--------------------------------|------------------------|---------------------|-----------------------|---------------------------|
| | 被保険者数 (人) (a) | レセプト件数 (b) | 総医療費 (円) (c) | 一人当たり医療費 (円) (c ÷ a) (d) | 被保険者数 (人) (A) | レセプト件数 (B) | 総医療費 (円) (C) | 一人当たり医療費 (円) (C ÷ A) (D) | 被保険者数 (人) (A) - (a) | レセプト件数 (B) - (b) | 総医療費 (円) (C) - (c) | 一人当たり医療費 (円) (D) - (d) |
| 1月 | 66,920 | 87,810 | 2,011,444,776 | 30,057 | 64,887 | 84,949 | 1,915,200,856 | 29,516 | ▲ 2,033 | ▲ 2,861 | ▲ 96,243,920 | ▲ 541 |
| 2月 | 66,114 | 84,268 | 1,861,838,756 | 28,161 | 64,508 | 83,427 | 1,904,975,533 | 29,531 | ▲ 1,606 | ▲ 841 | 43,136,777 | 1,370 |
| 3月 | 65,917 | 89,893 | 1,982,549,838 | 30,076 | 64,452 | 84,707 | 2,039,948,766 | 31,651 | ▲ 1,465 | ▲ 5,186 | 57,398,928 | 1,575 |

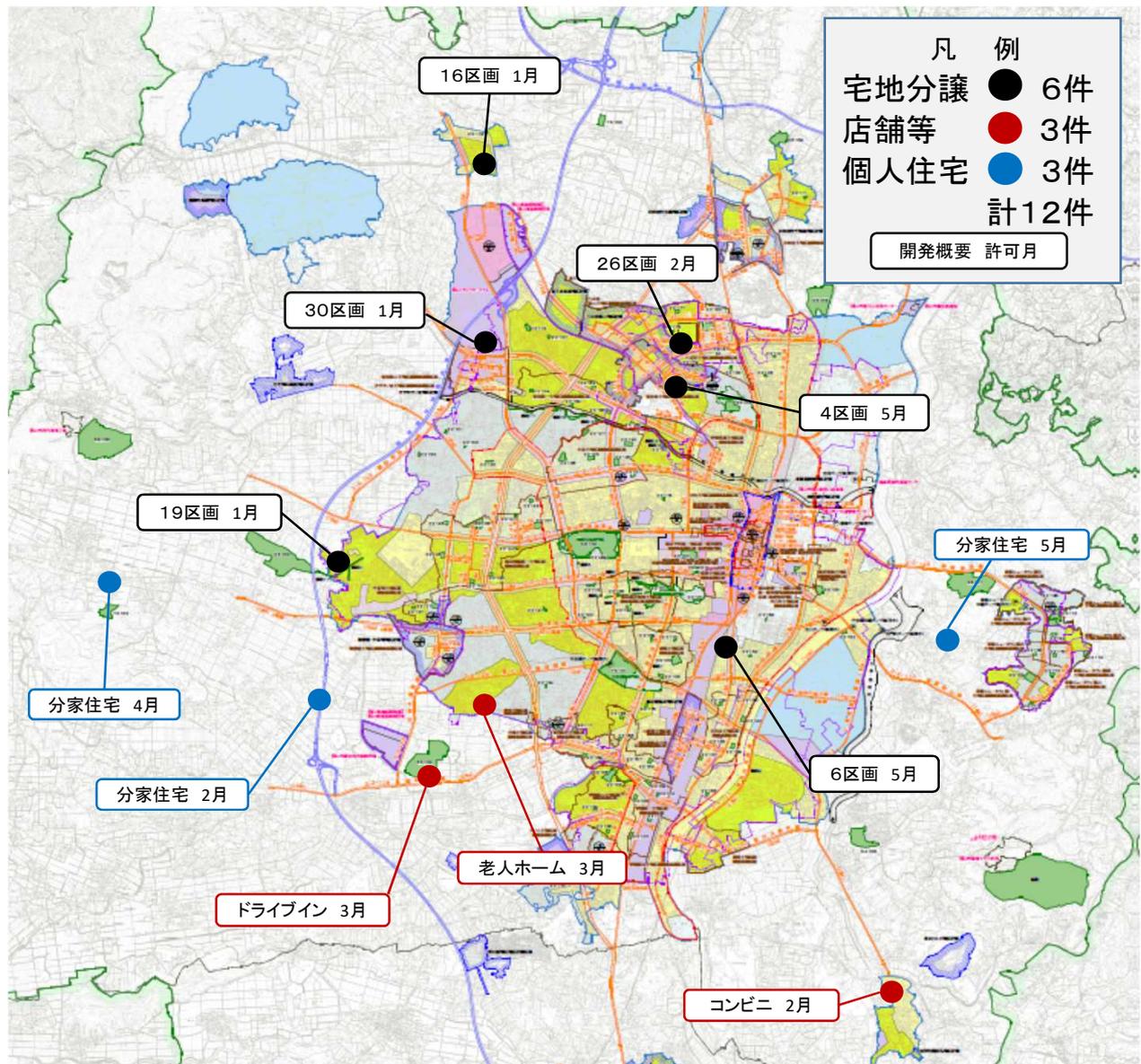
2 後期高齢者医療分 ※令和2年5月28日現在

| 診療月 | 2019年 | | | | 2020年 | | | | 増減 (2020年) - (2019年) | | | |
|-----|------------------|---------------|-----------------|--------------------------------|------------------|---------------|-----------------|--------------------------------|------------------------|---------------------|-----------------------|---------------------------|
| | 被保険者数 (人) (a) | レセプト件数 (b) | 総医療費 (円) (c) | 一人当たり医療費 (円) (c ÷ a) (d) | 被保険者数 (人) (A) | レセプト件数 (B) | 総医療費 (円) (C) | 一人当たり医療費 (円) (C ÷ A) (D) | 被保険者数 (人) (A) - (a) | レセプト件数 (B) - (b) | 総医療費 (円) (C) - (c) | 一人当たり医療費 (円) (D) - (d) |
| 1月 | 40,909 | 90,371 | 2,922,464,944 | 71,438 | 41,571 | 93,126 | 2,954,414,209 | 71,069 | 662 | 2,755 | 31,949,265 | ▲ 369 |
| 2月 | 40,996 | 89,631 | 2,820,289,862 | 68,794 | 41,600 | 92,609 | 2,884,007,050 | 69,327 | 604 | 2,978 | 63,717,188 | 533 |
| 3月 | 41,161 | 95,140 | 3,032,601,284 | 73,677 | 41,655 | 94,257 | 3,041,648,956 | 73,020 | 494 | ▲ 883 | 9,047,672 | ▲ 657 |

※①被保険者数は各月の末日

※②総医療費は、内科、歯科、薬剤、柔整の合計額

開発許可及び建築確認申請の動向について (2020年1月～)



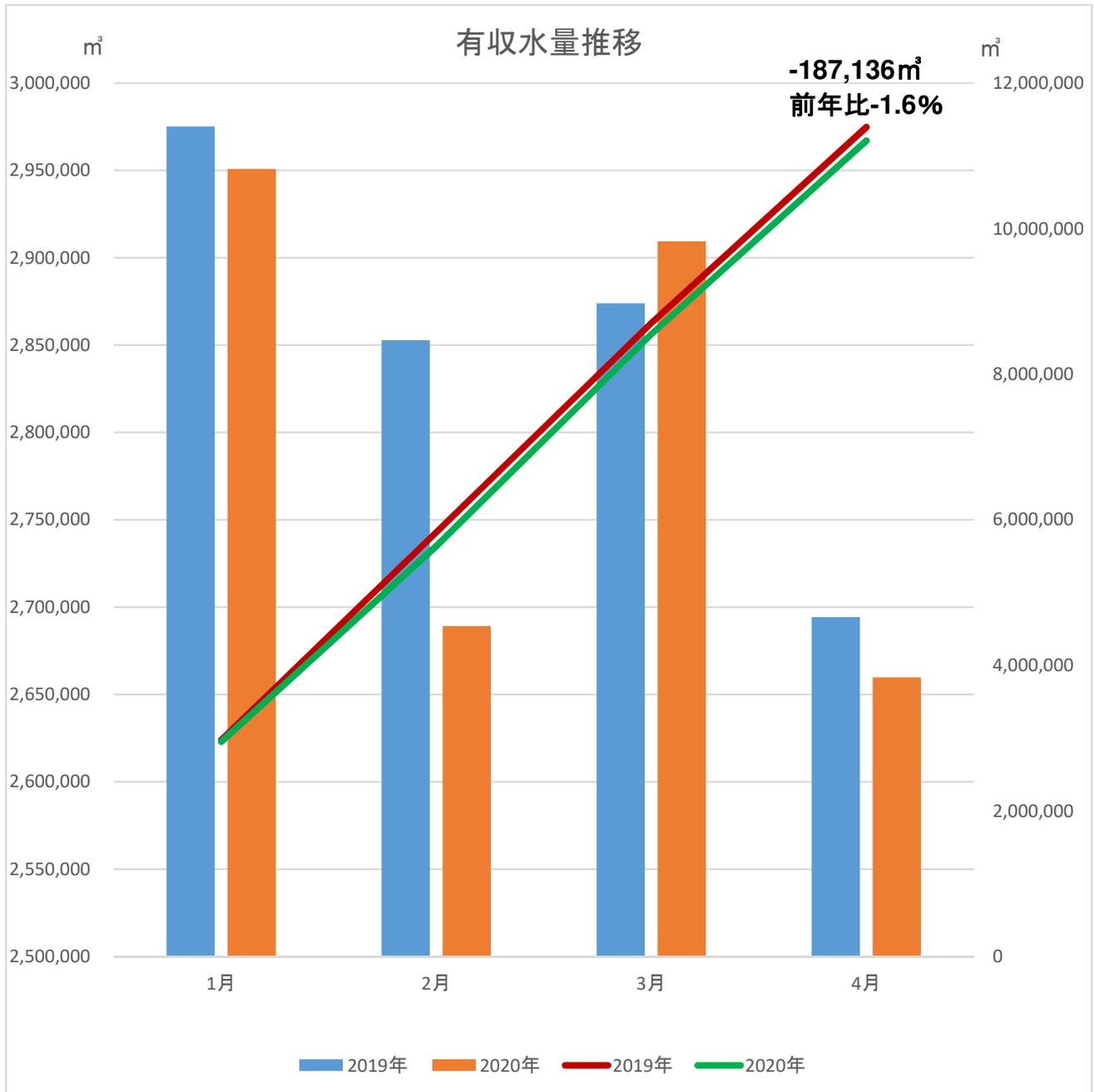
○開発許可の動向 1～5月 【2019・2020年比較】

| 目的 | 主な許可条件 | 年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 計 |
|------|--|-------|----|----|----|----|----|----|
| 宅地分譲 | ・市街化区域で 開発面積1000㎡以上 | 2020年 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 6 |
| | | 2019年 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 8 |
| | | 増減 | 1 | -1 | -1 | -2 | 1 | -2 |
| 店舗等 | ・市街化区域1,000㎡以上 コンビニ、老人ホーム ・市街化調整区域での ドライブイン | 2020年 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| | | 2019年 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| | | 増減 | -1 | 0 | 2 | -1 | 0 | 0 |
| 個人住宅 | ・市街化調整区域での 分家住宅 | 2020年 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| | | 2019年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 増減 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 合計 | | 2020年 | 3 | 3 | 2 | 1 | 3 | 12 |
| | | 2019年 | 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | 11 |
| | | 増減 | 0 | 0 | 1 | -2 | 2 | 1 |

○建築確認申請の動向 1～4月 【2019・2020年比較】

| | 年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | — | 計 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|---|-----|
| 建築確認申請 | 2020年 | 85 | 107 | 145 | 119 | — | 456 |
| | 2019年 | 129 | 122 | 129 | 122 | — | 502 |
| | 増減 | -44 | -15 | 16 | -3 | — | -46 |

有収水量について



各月有収水量 棒グラフ 目盛左

| m ³ | 2019年 | 2020年 |
|----------------|-----------|-----------|
| 1月 | 2,975,089 | 2,950,849 |
| 2月 | 2,852,784 | 2,689,085 |
| 3月 | 2,873,960 | 2,909,245 |
| 4月 | 2,694,299 | 2,659,817 |

累計有収水量 折線グラフ 目盛右

| m ³ | 2019年 | 2020年 | 前年比 |
|----------------|------------|------------|----------------|
| 1月 | 2,975,089 | 2,950,849 | |
| 2月 | 5,827,873 | 5,639,934 | |
| 3月 | 8,701,833 | 8,549,179 | |
| 4月 | 11,396,132 | 11,208,996 | -187,136 -1.6% |

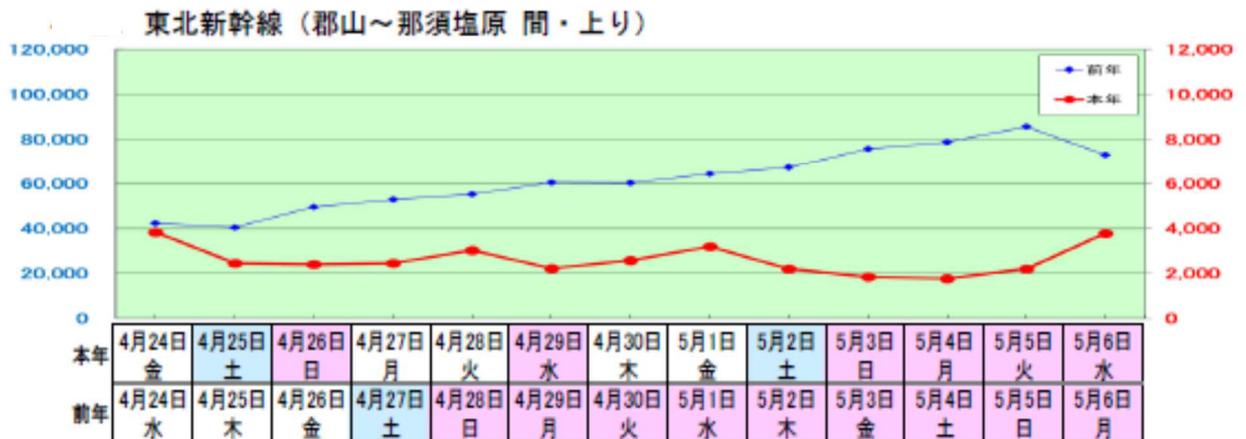
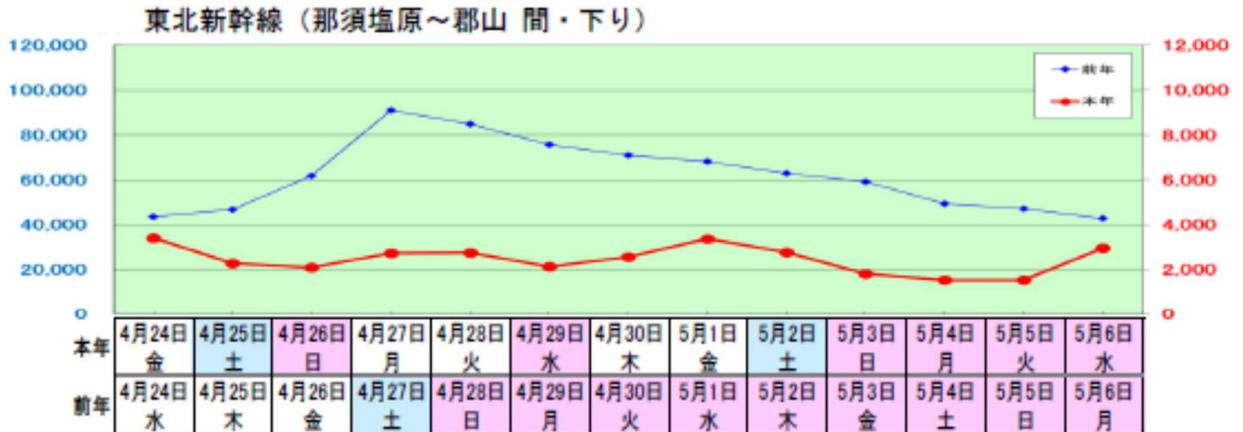
※「有収水量」 水道料金徴収の対象となった水量

公共交通機関の利用状況について

1 鉄道（東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社） 《2020年度 ゴールデンウィークの利用状況》

○東北新幹線 前年を大幅に下回る状況

- ・那須塩原～郡山間で 6.6 万人（前年比 4.1%）



・区間別利用状況（上下計）

| 区 間 | ゴールデンウィーク輸送期間 | | |
|---------|---------------|----------|------|
| | 本 年 | 前 年 | 前年比 |
| 那須塩原～郡山 | 6.6 万人 | 161.1 万人 | 4.1% |
| 古川～北上 | 3.5 万人 | 77.1 万人 | 4.5% |
| 盛岡～八戸 | 1.8 万人 | 37.6 万人 | 4.9% |

○主要駅の近距離きっぷの発売枚数（4月24日～5月6日の13日間:前年同日比較）

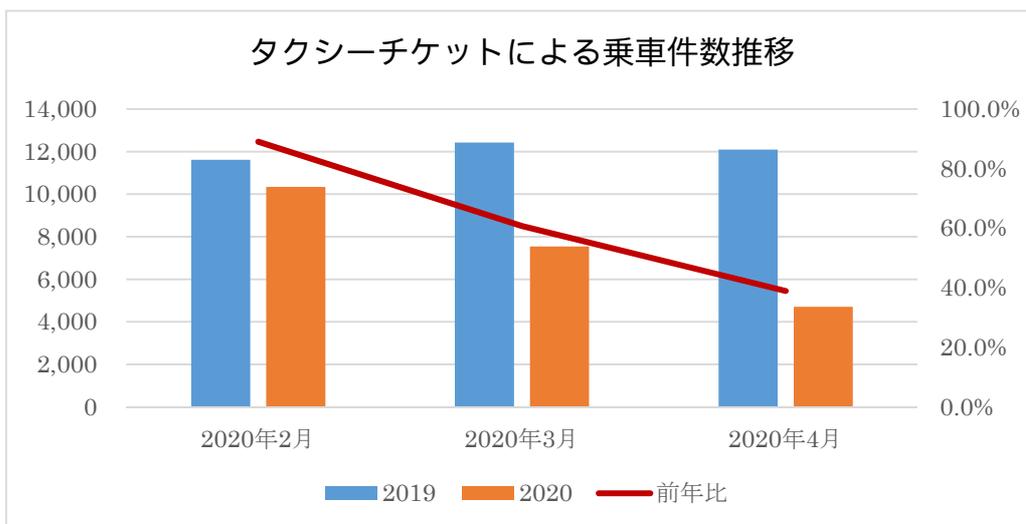
| 駅 名 | 発売枚数 | 前年比 |
|-----|--------|-------|
| 仙 台 | 5.6 万枚 | 12.9% |
| 郡 山 | 1.0 万枚 | 12.0% |
| 福 島 | 0.6 万枚 | 12.9% |
| 山 形 | 0.5 万枚 | 10.3% |

2 タクシー（郡山地区ハイヤータクシー協同組合）

《2020年2月から4月の利用状況》

○タクシーチケットによる乗車件数 月を追うごとに減少幅が増大している状況

| | 乗車件数 | 昨年同時期 | 増減 | 前年比 |
|---------|--------|--------|---------|-------|
| 2020年2月 | 10,344 | 11,616 | ▲ 1,272 | 89.0% |
| 2020年3月 | 7,546 | 12,424 | ▲ 4,878 | 60.7% |
| 2020年4月 | 4,708 | 12,095 | ▲ 7,387 | 38.9% |

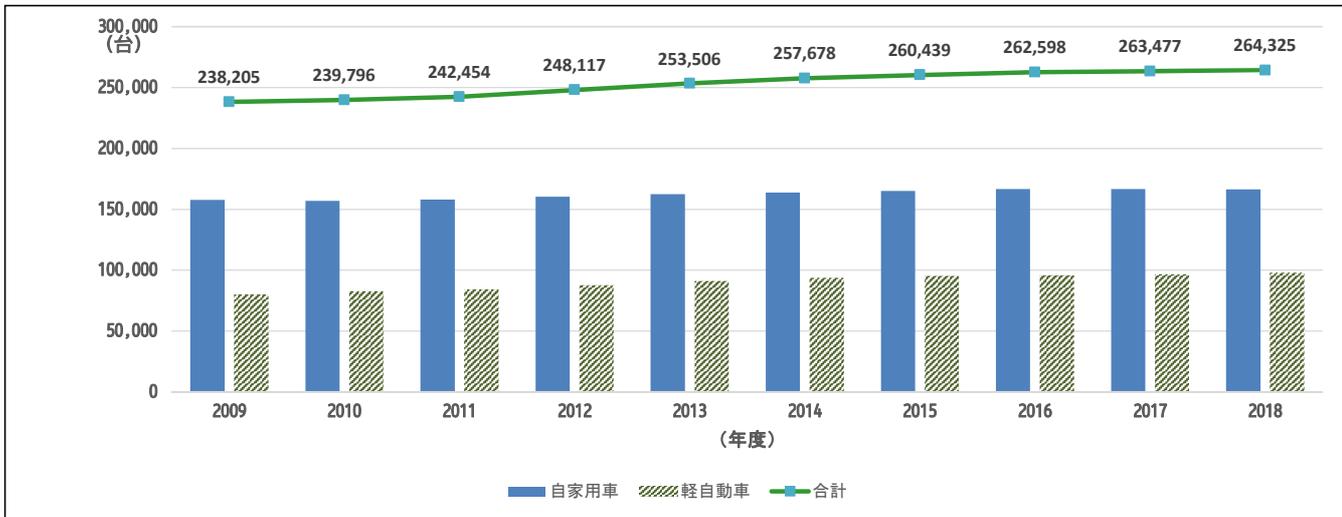


自動車数及び運転免許保有者数

【市内自動車数調（業態別）】

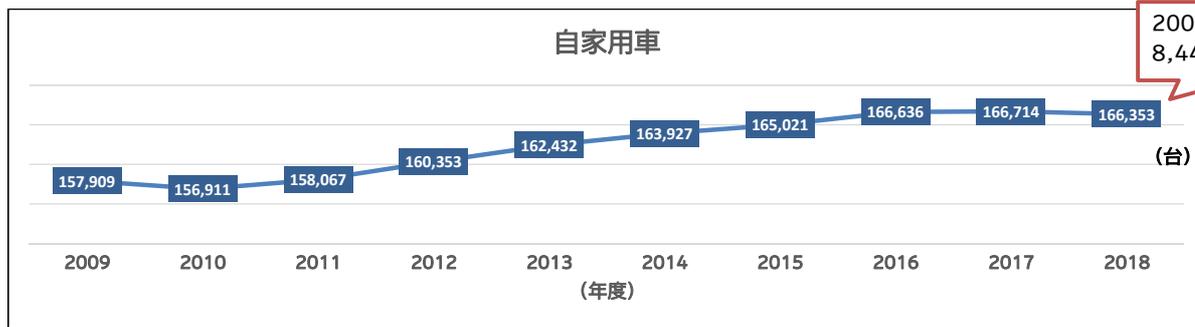
【全体】

〈各年度末現在〉



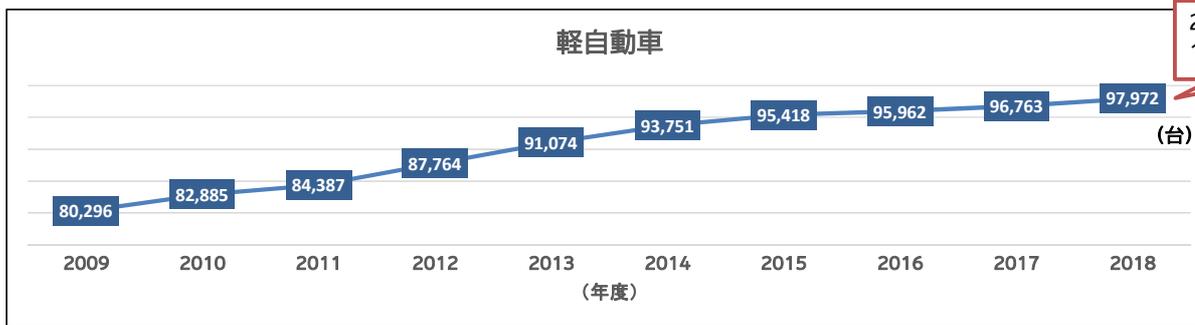
自家用車

2009年と比べて
8,444台増



軽自動車

2009年と比べて
17,676台増



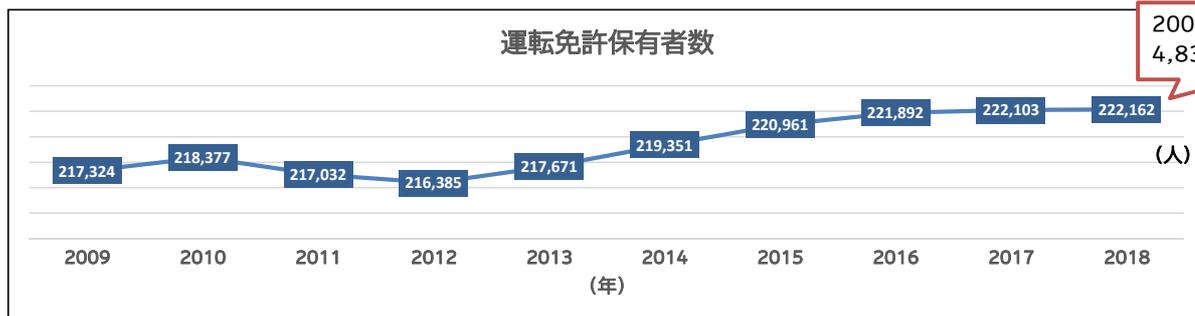
出典：東北運輸局福島運輸支局

【市内運転免許保有者数調】

〈各年末現在〉

運転免許保有者数

2009年と比べて
4,838人増



出典：交通白書(福島県・福島県警察本部発行)

郡山地域における主な感染症と医療関係の文献リスト



2020年6月 定例市長記者会見
配布資料⑩ 文化スポーツ部文化振興課

| 時代 | 流行した主な感染症 | 郡山地域の医療をめぐる動き | 国の主な出来事 | 参考文献 | 関係資料 |
|----|---|--|---|---|---|
| 江戸 | <ul style="list-style-type: none"> ・風邪（インフルエンザ） ・疱瘡（天然痘） ・麻疹 | <p><u>【自然災害や飢饉後の疫病蔓延】</u></p> <p>※守山藩の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が病家を戸別に往診 ・予防や治療のための廻状発行 ・社寺に祈祷を命じる | <ul style="list-style-type: none"> ・1732(享保17)年 享保の飢饉 ・1782(天明2)年 天明の飢饉 ・1833(天保4)年 天保の飢饉 | <ul style="list-style-type: none"> ・昼田 源四郎『疫病と狐憑き—近世庶民の医療事情—』1985 | <ul style="list-style-type: none"> ・守山藩御用留帳 ・櫻村家文書 |
| 明治 | <ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・チフス ・ジフテリア ・赤痢 ・天然痘 | <p><u>【東洋医学から西洋医学への転換】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1875(明治8)年 「郡山結社病院設立嘆願書」 ・1879(明治12)年 県立須賀川医学校開設 <p><u>【医療体制の形成と衛生思想の普及】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1895(明治28)年 太田病院建設 ・1896(明治29)年 衛生組合結成 ・1898(明治31)年 伝染病院建設 ・1900(明治33)年 郡山病院建設 ・1903(明治36)年 寿泉堂病院建設 ・1906(明治39)年 郡山衛生会発足 | <ul style="list-style-type: none"> ・1868(慶応4)年 戊辰戦争 ・1883(明治16)年 大日本私立衛生会設立 ・1894(明治27)年 日清戦争 ・1904(明治37)年 日露戦争 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市『郡山市史第4巻』1969 ・財団法人湯浅報恩会『寿泉堂病院史』1997 | <ul style="list-style-type: none"> ・今泉家文書 ・上行合佐藤家文書 ・郡山市役所文書 |
| 大正 | <ul style="list-style-type: none"> ・結核 ・チフス ・ジフテリア ・スペイン風邪 ・天然痘 | <p><u>【帰還兵と流行性感冒の蔓延】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1918(大正7)年 スペイン風邪流行 <p><u>【医療体制の充実と環境衛生の普及】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1913(大正2)年 太田病院X線装置設置 ・1922(大正11)年 郡山産婆看護婦学校設立 | <ul style="list-style-type: none"> ・1914(大正3)年 日本結核予防協会 ・1914(大正3)年 第一次世界大戦 ・1918(大正7)年 米騒動 ・1919(大正8)年 結核予防法公布 ・1923(大正12)年 関東大震災 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市『郡山市史第4巻』1969 ・福島県消防防災課『福島県災害誌』1972 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市役所文書 |
| 昭和 | <ul style="list-style-type: none"> ・結核 ・赤痢 ・ジフテリア ・日本脳炎 ・チフス ・猩紅熱 | <p><u>【社会衛生の発達】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1934(昭和9)年 健康増進週間実施 <p><u>【伝染病院の再建（復興）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1945(昭和20)年 郡山空襲で伝染病院破壊 ・1952(昭和27)年 伝染病院復旧 ・1967(昭和42)年 伝染病院新築 | <ul style="list-style-type: none"> ・1929(昭和4)年 世界恐慌 ・1939(昭和14)年 第二次世界大戦 ・1945(昭和20)年 ポツダム宣言受諾 ・1965(昭和40)年 ベトナム戦争 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市『郡山市史第5巻』1971 ・郡山市『郡山市史第6巻』1973 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市役所文書 |
| 平成 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型肺炎（SARS） ・新型インフルエンザ | <p><u>【感染症予防対策】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003(平成15)年 新型肺炎健康危機管理連絡調整会議等開催 ・2009(平成21)年 健康危機対策本部設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・2003(平成15)年 イラク戦争 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市『郡山市史続編4』2014 | <ul style="list-style-type: none"> ・郡山市役所文書 |

古文書に係る寄附関係（平成27年～）



2020年6月 定例市長記者会見
配布資料⑭ 文化スポーツ部文化振興課

| No. | 内容 | | 件数 |
|-----|----------------|--|----|
| 1 | 江戸時代の名主文書 | <ul style="list-style-type: none">・（熱海町）上伊豆島村の名主文書・（富久山町）福原村の名主文書・（西田町）根木屋村の名主文書 等 | 4件 |
| 2 | 江戸時代の郡山宿に関する文書 | <ul style="list-style-type: none">・郡山宿の商家文書 | 1件 |
| 3 | 安積開拓に関する文書等 | <ul style="list-style-type: none">・桑野村に関する文書・安積疏水完成祝宴の招待状（伊藤博文の書状）・安積疏水関係者の掛軸（書） 等 | 5件 |
| 4 | 郡山の製糸業に関する文書 | <ul style="list-style-type: none">・郡山の製糸業を発展させた真製社に関する文書 | 1件 |

（計11件）



新型コロナウイルス感染症対策

「緊急小口資金(特例貸付)※休業された方向け」の利用状況

1 緊急小口資金(特例貸付)の概要

- ◆ 実施主体 福島県社会福祉協議会
- ◆ 申請窓口 郡山市社会福祉協議会(居住市町村の社会福祉協議会)
- ◆ 対象者 新型コロナウイルスの影響で休業等により収入減少、かつ一時的な生計維持のための貸付が必要な世帯
- ◆ 受付開始 令和2年3月25日
- ◆ 貸付上限額 10万円以内(小学校等の休業等により特に資金の貸し付け需要が見込まれる世帯については20万円以内)
- ◆ 諸条件 償還期限2年(据置1年→計3年)、無利子、保証人不要

2 利用(申請)件数

| 年月 | 3月 | 4月 | 5月 | 3~5月 合計 |
|--------------------|----|-----|-----|------------|
| 令和2年 ※通常貸付分含む | 30 | 298 | 373 | 701 |
| (上記のうち 特例貸付分) | 27 | 289 | 371 | 687 |
| [参考]平成31年 ※通常貸付 | 2 | 0 | 0 | 2 |

住民税非課税世帯数の推移について

- 本市の令和2(2020)年度の住民税非課税世帯数は、29,369世帯であり、全142,894世帯の20.55%となっている。
- この割合は、ここ数年間ほぼ横ばいであるが、震災直後の平成24(2012)年度の21.70%と比較すると、1%以上の減少傾向がある。

